

平成19年版

建築法規の 過去問題集



©東日本建築教育研究会(2004—2007)

◆まえがき

この『建築法規の過去問題集』は、実際の建築士試験問題（1級および2級）の原則、過去5年間分を取り上げ「制度規定」、「単体規定」、「集団規定」、「その他法令」の4つに分類したものです。それぞれ25問の5択問題と巻末には正誤問題があります。

「建築法規」の教科書で概要をつかみ、「建築法規学習ノート」でより具体的に理解をし、この問題集で5択問題および正誤問題に取り組み、内容を正確に判断し確実な知識を身に付けましょう。

また、5択問題といえども1肢ずつその文章が何故に正しいのか或いは誤っているのかを法令集で確かめて下さい。

◆編集について

この『建築法規の過去問題集』は、1ページ中に「問題」・「解説」・「解答」をおさめており、問題に取り組んだ後に解説・解答と照合し、その場で法令を参照することでより効果的な学習を行うことができます。

なお、この『建築法規の過去問題集』は、「平成19年1月1日現在の施行法令」に基づいて編集しました。どうぞ有効に活用して下さい。

目次

< 5肢択一問題 >

	(ページ)
◎ 制度規定	1
◎ 単体規定	26
◎ 集団規定	51
◎ その他の関係法令	76

< 正誤問題 >

◎ 制度規定	103
◎ 単体規定	105
◎ 集団規定	107
◎ その他の関係法令	109

*設問中、左の数字は出題年度(16年度)と級(1級) を表しています。

(例) 16-1 【10】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

*本書においては、法令等の名称を次のように略称を用いています。

- ・ 建築基準法 → 法
- ・ 建築基準法施行令 → 令
- ・ 建築基準法施行規則 → (則)
- ・ 建築士法 → 士法
- ・ 建築士法施行規則 → (則)
- ・ 建設業法 → 業法
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 → 耐震改修法
- ・ 消防法施行令 → 消防法(令)
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 → バリアフリー新法
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律 → 品確法

- 16-2 【1】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものは、「地階」である。
 - 2) 建築物に設ける避雷針は、「建築設備」である。
 - 3) 鉄道のプラットフォームの上家は、「建築物」である。
 - 4) 建築物に関する工事を請負契約によらないで自らその工事をする者は、「建築主」である。
 - 5) テレビスタジオの用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。

解答

- 【1】
- 1) 令第1条第二号より、**正しい**。
 - 2) 法第2条第三号より、**正しい**。
 - 3) 法第2条第一号より、**誤り**。
「…跨線橋、プラットフォームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。」
 - 4) 法第2条第十六号より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第二号より、その他これらに類する用途に供する建築物。法第6条第1項第一号及び法別表第1(イ)欄(6)項のその他政令(令第115条の3第四号)で定められるものの特殊建築物に、テレビスタジオがある。**正しい**。

答 3

- 17-2 【2】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) れんがは、「耐水材料」である。
 - 2) 建築物に設ける消火用のスプリンクラー設備は、「建築設備」である。
 - 3) 地震の震動を支える方づえは、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 4) 一戸建住宅の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の模様替」である。
 - 5) 地下の工作物内に設ける倉庫は、「建築物」である。

解答

- 【2】
- 1) 令第1条第四号（耐水材料）より、**正しい**。
 - 2) 法第2条第三号（建築設備）より、**正しい**。
 - 3) 令第1条第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 4) 大規模の模様替は、法第2条第十五号（大規模の模様替）より、建築物の**主要構造部**の一種以上について行う過半の模様替である。
法第2条第五号（主要構造部）より、「最下階の床」は主要構造部ではないので、**誤り**。
 - 5) 法第2条第一号（建築物）より、**正しい**。

答 4

- 12-2 【3】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 作業のために継続的に使用する室は「居室」である。
 - 2) 用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は「敷地」である。
 - 3) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える筋かいは「構造耐力上主要な部分」である。
 - 4) その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認する者は「工事監理者」である。
 - 5) 大規模の修繕は「建築」に含まれる。

解答

- 【3】
- 1) 法第2条第四号（居室）より、**正しい**。
 - 2) 令第1条第一号（敷地）より、**正しい**。
 - 3) 令第1条第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第十一号、土法第2条第6項（工事監理者）より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第十三号（建築）、法第2条第十四号（大規模の修繕）より、**誤り**。
<建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。>

答 5

13-2 【4】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 防火性能とは、建築物の内外において発生する通常の火災による延焼を抑制するために壁、床又は軒裏に必要とされる性能をいう。
- 2) 準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。
- 3) 準耐火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。
- 4) 遮炎性能とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。
- 5) 耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。

解 答

- 【4】
- 1) 法第2条第八号（防火構造）建築物の周囲において……外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。**誤り**。
 - 2) 法第23条（準防火性能）より、**正しい**。
 - 3) 法第2条第七号の二（準耐火性能）より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第九号の二・□（遮炎性能）より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第七号（耐火性能）より、**正しい**。

答 1

- 14-2 【5】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが1 m以上のものは、「地階」である。
 - 2) 住宅に附属する門及び塀は、「建築物」である。
 - 3) 直接地上へ通ずる出入口のある階は、「避難階」である。
 - 4) 「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。
 - 5) 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

解答

- 【5】
- 1) 令第1条第二号（地階）より、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものが地階である。**誤り**。
 - 2) 法第2条第一号（建築物）より、**正しい**。
 - 3) 令第13条の3第一号（避難階）より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第七号（耐火構造）より、**正しい**。
 - 5) 法第64条（外壁の開口部の防火戸）より、**正しい**。

答 1

- 15-2 【6】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 2) 「防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。
 - 3) 大規模の模様替えは、「建築」に含まれない。
 - 4) 構造上重要でない最下階の床は、「主要構造部」ではない。
 - 5) 有料老人ホームは、「特殊建築物」ではない。

解答

- 【6】
- 1) 令第1条第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 2) 法第2条第八号（防火構造）より、**正しい**。
 - 3) 法第2条第十三号（建築）より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第五号（主要構造部）より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第二号（特殊建築物）「その他これらに類する用途に供する建築物」、令第115条の3第一号、令第19条第1項より、**誤り**。

答 5

- 16-2 【7】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、指定確認検査機関による確認又は検査の引渡しは考慮しないものとする。
- 1) 道路の位置の指定の申請書は、当該道を築造しようとする者が特定行政庁に提出する。
 - 2) 確認申請書は、設計者が建築主事に提出する。
 - 3) 建築物を除却しようとする旨の届出は、当該建築物の除却の工事を施工する者が、原則として、建築主事を経由して都道府県知事に行う。
 - 4) 建築物の定期報告は、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合には、管理者）が行う。
 - 5) 完了検査申請書は、建築主が建築主事に提出する。

解答

- 【7】
- 1) 法第42条第1項第五号（道路の定義）より、**正しい**。
 - 2) 法第6条第1項（申請及び確認）より、**誤り**。設計者ではなく、建築主が行う。
 - 3) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**正しい**。
「建築主が……建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合……その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」
 - 4) 法第12条第1項（報告、検査等）より、**正しい**。
 - 5) 法第7条第1項（完了検査）より、**正しい**。

答 2

16-2 【8】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要があるもの**はどれか。

- 1) 木造2階建、高さ8 m、延べ面積150 m²の一戸建住宅から美術館への用途変更
- 2) 木造2階建、高さ8 m、延べ面積300 m²の事務所の新築
- 3) 鉄骨造、高さ7 mの高架水槽の築造
- 4) 鉄骨造平家建、延べ面積90 m²の自動車修理工場の新築
- 5) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積200 m²の一戸建住宅の大規模の模様替

解 答

- 【8】 1) 法第6条第1項第一号（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、確認済証の交付が**必要**。
法第87条第1項（用途の変更に対するこの法律の準用）より、用途変更も該当する。美術館は、令第115条の3第1項第二号より、法別表第1（い）欄（3）項に掲げる用途に類するものである。
- 2) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
- 3) 令第138条第1項（工作物の指定）より、第一～五号に該当せず、法第88条第1項（工作物への準用）より、確認済証の交付の**必要なし**。
- 4) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
- 5) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 1

- 17-2 【9】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築物の設計者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
 - 2) 特定行政庁は、用途地域内における建築物の用途の制限に関して、公益上やむを得ないと認めて新築を許可する場合は、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うか、又は建築審査会の同意を得なければならない。
 - 3) 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
 - 4) 建築基準法第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成しなければならない。
 - 5) 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

解答

- 【9】
- 1) 法第12条第5項（報告、検査等）より、**正しい**。
 - 2) 法第48条第13項（用途地域）より、**誤り**。
「あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」
 - 3) 法第9条第1項（違反建築物に対する措置）より、**正しい**。
 - 4) 法第8条第2項（維持保全）より、**正しい**。
 - 5) 法第95条より、**正しい**。

答 2

17-2 【10】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要があるもの**はどれか。

- 1) 木造平家建、延べ面積 190 m²、高さ 5 m の美容院から倉庫への用途の変更
- 2) 木造 2 階建、延べ面積 220 m²、高さ 8 m の一戸建住宅の新築
- 3) 木造 2 階建、延べ面積 90 m²、高さ 8 m の工場から飲食店への用途の変更
- 4) 鉄骨造平家建、延べ面積 150 m² の巡查派出所の新築
- 5) 鉄筋コンクリート造平屋建、延べ面積 190 m² の事務所の新築

解 答

- 【10】 1) 法第6条第1項第一号（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、確認済証の交付が**必要**。（倉庫は、法別表第1（い）欄（5）項）
法第87条第1項（用途の変更に対するこの法律の準用）より、用途変更も該当する。
- 2) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
- 3) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
令第115条の3第1項第三号より、法別表第1（い）欄（4）項の用途に類する特殊建築物だが、延べ面積が100 m²を超えていない。
- 4) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
- 5) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 1

- 12-2 【11】 中間検査又は完了検査を指定確認検査機関が引き受けない場合、次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 特定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち中間検査をすることが必要なものを特定工程として指定する。
 - 2) 建築主は、建築工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、原則として、その日から7日以内に建築主事に到達するように、検査を申請しなければならない。
 - 3) 建築主事等は、建築主事が中間検査の申請を受理した日から4日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。
 - 4) 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物の工事を完了したときは、原則として、その日から4日以内に建築主事に到達するように、検査を申請しなければならない。
 - 5) 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

解 答

- 【11】
- 1) 法第7条の3第1項（建築物に関する中間検査）より、**正しい**。
 - 2) 法第7条の3第2項（建築物に関する中間検査）より、**誤り**。
「建築主は、……その日から4日以内に建築主事に到達するように……」
 - 3) 法第7条の3第4項（建築物に関する中間検査）より、**正しい**。
 - 4) 法第7条第1項、第2項（建築物に関する完了検査）より、**正しい**。
 - 5) 法第7条第4項（建築物に関する完了検査）より、**正しい**。

答 2

- 13-2 【12】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 床面積の合計が 10 m²を超える建築物を除却しようとする場合においては、当該建築物の除却の工事を施工する者が、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 2) 特定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。
 - 3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書に添える付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示しなければならない。
 - 4) 特定行政庁が指定する建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
 - 5) 指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、所定の書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

解答

- 【12】
- 1) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**正しい**。
 - 2) 法第7条の3第1項（建築物に関する中間検査）より、**正しい**。
 - 3) 則第1条の3第1項表1（い）項付近見取図（確認申請書の様式）より、**正しい**。
 - 4) 法第12条第1項（報告、検査）より、**誤り**。
建築物の所有者と管理者が異なる場合は、管理者が報告する。また、調査は一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者が行う。
 - 5) 法第6条の2第3項（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）より、**正しい**。

答 4

13-2 【13】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

- 1) 補強コンクリートブロック造平家建、延べ面積 90 m²の事務所から集会場への用途変更。
- 2) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積 200 m²の一戸建住宅の大規模の修繕。
- 3) 鉄骨造平家建、延べ面積 90 m²の遊技場の新築。
- 4) 木造2階建、延べ面積 120 m²、高さ 8 mの事務所の新築。
- 5) 木造2階建、延べ面積 120 m²、高さ 8 mの一戸建住宅から博物館への用途変更。

解 答

- 【13】
- 1) 法第87条第1項（用途の変更に対するこの法律の準用）、法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、集会場への用途変更だが100 m²以下なので、該当せず、確認済証の交付の**必要がない**。
 - 2) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、該当せず、確認済証の交付の**必要がない**。
 - 3) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、該当せず、確認済証の交付の**必要がない**。
 - 4) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、該当せず、確認済証の交付の**必要がない**。
 - 5) 法第87条第1項（用途の変更に対するこの法律の準用）、別表第1(3)項、令第115条の3第二号（特殊建築物の準用の規定）、法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、同条第一号に該当するため、確認済証の交付が**必要**。なお、令第137条の17（建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途）より、類似の用途には該当しない。

答 5

- 13-2 【14】 建築基準法の適用除外等に関する次の記述のうち、**正しい**ものはどれか。ただし、建築基準法令の規定とは、建築基準法並びにこれに基づく命令および条例の規定をいう。
- 1) 文化財保護法の規定による伝統的建造物群保存地区内においては、都道府県は、国土交通大臣の承認を得て、建築基準法令の規定の一部を適用せず、又はこれらの制限を緩和することができる。
 - 2) 文化財保護法の規定により国宝又は重要文化財に仮指定された建築物には、建築基準法令の規定は適用されない。
 - 3) 文化財保護法の規定により国宝と指定された建築物であったものの原形を再現する建築物については、文化庁長官の許可を受けた場合に限り、建築基準法令の規定は適用されない。
 - 4) 建築基準法令の規定の施行又は適用の際現に存する建築物がこれらの規定に一部適合しない部分を有する場合においては、当該建築物のすべての部分に対して、当該規定は適用されない。
 - 5) 非常災害が発生した区域内において、災害が発生した日から3月以内に工事に着手する応急仮設建築物については、建築基準法令の規定は適用されない。

解答

- 【14】
- 1) 法第85条の3（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）より、**誤り**。
「……伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は……」
 - 2) 法第3条第1項第一号（適用の除外）より、**正しい**。
 - 3) 法第3条第1項第四号（適用の除外）より、**誤り**。
「……原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て……」
 - 4) 法第3条第2項（適用の除外）より、**誤り**。
「……適合しない部分を有する場合においては、……又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、……」
 - 5) 法第85条第1項（仮設建築物に対する制限の緩和）より、**誤り**。
「……その災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するもの……」

答 2

- 14-2 【15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 指定確認検査機関が、工事完了の日から4日が経過する日までに、完了検査を引き受けた場合においては、建築主は、建築主事に完了検査の申請をすることを要しない。
 - 2) 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
 - 3) 建築主は、床面積の合計が5㎡を超える建築物を建築しようとする場合においては、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4) 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
 - 5) 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

解答

- 【15】 1) 法第7条の2第1項（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）より、**正しい**。
- 2) 法第9条第1項（違反建築物に対する措置）より、**正しい**。
- 3) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**誤り**。
「……ただし、……床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りでない。」
- 4) 法第8条第1項（維持保全）より、**正しい**。
- 5) 法第7条の3第6項（建築物に関する中間検査）より、**正しい**。

答 3

- 14-2 【16】 指定確認検査機関に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関の指定をしたときは、指定を受けた者の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 2) 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。
 - 3) 建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
 - 4) 指定確認検査機関は、中間検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
 - 5) 指定確認検査機関は、完了検査を行ったときは、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

解答

- 【16】
- 1) 法第77条の2第1項（指定の公示等）より、**正しい**。
 - 2) 法第6条の2第4項（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）より、**誤り**。
「……。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。」
 - 3) 法第12条第5項第三号（報告、検査等）より、**正しい**。
 - 4) 法第7条の4第2項（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）より、**正しい**。
 - 5) 法第7条の2第6項（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）より、**正しい**。

答 2

- 15-2 【17】 中間検査および完了検査に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築基準法第6条第1項第一号の建築物の新築において、特定行政庁が仮使用の承認をしたときは、建築主は、完了検査の完了検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物を使用することができる。
 - 2) 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、建築主事が中間検査の申請を受理した日から7日を経過したときは、中間検査合格証の交付を受ける前においても、これを施工することができる。
 - 3) 指定確認検査機関が、工事の完了の日から4日を経過する日までに、完了検査を引き受けた場合においては、建築主は、建築主事に完了検査の申請をすることを要しない。
 - 4) 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
 - 5) 指定確認検査機関は、中間検査を行った場合においては、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

解答

- 【17】
- 1) 法第7条の6第1項第一号（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）より、**正しい**。
 - 2) 法第7条の3第6項（建築物に関する中間検査）より、**誤り**。
「……中間検査合格証の交付を受けたあとでなければ、これを施工してはならない。」
 - 3) 法第7条の2第1項（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）より、**正しい**。
 - 4) 法第7条第4項（建築物に関する完了検査）より、**正しい**。
 - 5) 法第7条の4第6項（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）より、**正しい**。

答 2

15-2 【18】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

- 1) 鉄骨造、高さ4mの記念塔の築造
- 2) 鉄骨造平家建、延べ面積100㎡の倉庫の新築
- 3) 鉄骨造2階建、延べ面積100㎡の一戸建住宅の大規模の修繕
- 4) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積100㎡の事務所から児童福祉施設への用途変更
- 5) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積200㎡の事務所の大規模の模様替

解答

- 【18】
- 1) 法第88条第1項（工作物への準用）、令第138条第1項第三号（工作物の指定）より、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 2) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、同条第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 3) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、同条第三号に該当するため、確認済証の交付が**必要**。
 - 4) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、同条第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 5) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、同条第一～三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 3

11-2 【19】 建築物の高さを算定するとき、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合において、次の建築基準法の規定とそれに応じた当該屋上部分の高さの算入方法との組合せのうち、**正しい**ものはどれか。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1) 第21条第1項 | 高さ12mまでは算入しない。 |
| 2) 第33条 | 高さ5mまでは算入しない。 |
| 3) 第34条第2項 | すべて算入する。 |
| 4) 第55条第1項 | 高さ12mまでは算入しない。 |
| 5) 第56条第1項第三号 | 高さ5mまでは算入しない。 |

解 答

- 【19】 1) <大規模建築物>の場合、令第2条第六号ロ（建築物の高さ）より、**正しい**。
- 2) <避雷設備>の場合、令第2条第六号ロ（建築物の高さ）より、**誤り**。
- 3) <高さ31mをこえる建築物>の場合、令第2条第六号ロ（建築物の高さ）より、**誤り**。
- 4) <絶対高さ>の場合、令第2条第六号ロ（建築物の高さ）より、**誤り**。
- 5) <北側斜線制限>の場合、令第2条第六号ロ（建築物の高さ）より、**誤り**。

答 1

- 14-1 【20】 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築物の一部が吹抜きとなっているなど建築物の部分によって階数を異にする場合は、これらの階数のうち最大のものを当該建築物の階数とする。
 - 2) 国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離1 m以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
 - 3) 防火壁の屋上突出部は、当該建築物の高さに算入しない。
 - 4) 建築物の地階の倉庫で、水平投影面積が当該建築物の建築面積の1/6のものは、当該建築物の階数に算入しない。
 - 5) 建築物の高さを算定する場合における「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3 m以内の場合、その接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。

解答

- 【20】
- 1) 令第2条第1項第八号より、**正しい**。
 - 2) 令第2条第1項第二号よりただし書きより、**正しい**。
 - 3) 令第2条第1項第六号ハより、**正しい**。
 - 4) 令第2条第1項第八号より、**誤り**。「建築面積の1/8以下」である。
 - 5) 令第2条第2項より、**正しい**。

答 4

- 11-1 【21】 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)を算定する場合、専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を延べ面積に算入しないとする規定については、当該敷地内のすべての建築物の各階の床面積の合計の和の1/5を限度として適用する。
 - 2) 都市計画区域以外であっても、所定の区域内においては、地方公共団体は、条例で、建築物の高さに関して必要な制限を定めることができる。
 - 3) 建築物の高さの算定は、原則として、地盤面からの高さによるが、前面道路の路面の中心からの高さによる場合がある。
 - 4) 建築物の地階にある倉庫と機械室の部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/6である場合、その部分は建築物の階数に算入しない。
 - 5) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1 m以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の1/3を限度として適用する。

解答

- 【21】 1) 令第2条第1項第四号ただし書き及び第3項より、**正しい**。
2) 法第68条の9より、**正しい**。
3) 令第2条第1項第六号イより、**正しい**。
4) 令第2条第1項第八号より、1/8以下の場合に階数に算入しない。**誤り**。
5) 法第52条第3項より、**正しい**。

答 4

- 10-1 【22】 面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築物の軒の高さは、原則として、地盤面から建築物の小屋組又はこれに変わる横架材を支持する壁、敷いた又は柱の上端までの高さによる
 - 2) 建築物における自転車置場の用途に供する部分は、建築面積の1/5を限度として、建築面積に算入しない。
 - 3) 建築物の地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計が建築面積の1/8以下のものは、階数に算入しない。
 - 4) 第二種中高層住居専用地域内において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を算定する場合、建築物の延べ面積には、共同住宅の共用廊下又は階段の用に供する床面積は、算入しない。
 - 5) 建築物の高さを算定する場合における「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3m以内の場合、その接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。

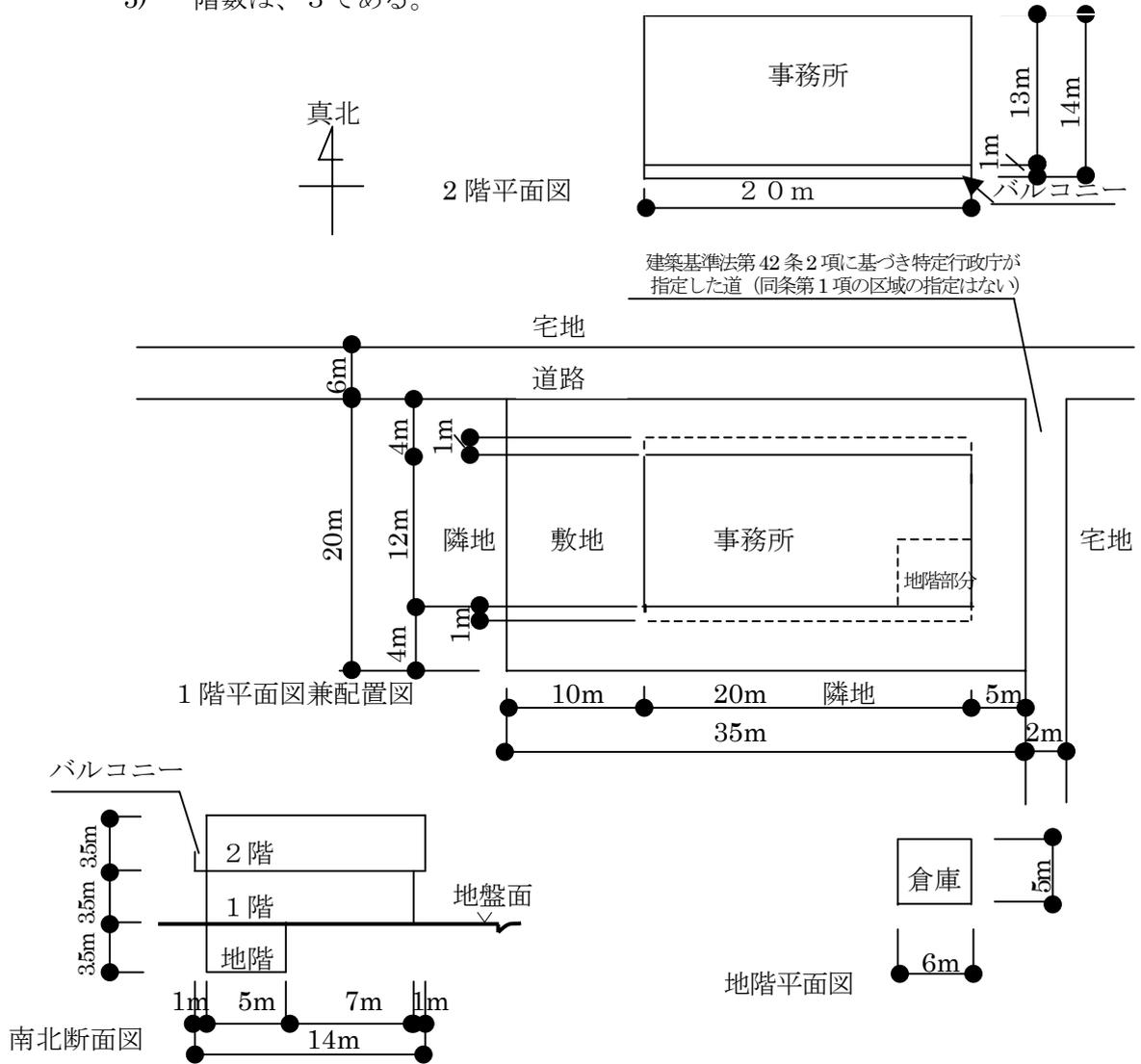
解答

- 【22】
- 1) 令第2条第1項第七号より、**正しい**。
 - 2) 令第2条第1項第二号より、建築面積の算定方法には、設問のような緩和はなく、**誤り**。〈参考：令第2条第1項第四号、同条第3項より、自動車車庫等が面積緩和されるのは延べ面積である〉
 - 3) 令第2条第1項第八号より、**正しい**。
 - 4) 法第52条第6項より、**正しい**。
 - 5) 令第2条第2項より、**正しい**。

答 2

17-2 【23】 図のような建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 敷地面積は、680 m²である。
- 2) 建築面積は、260 m²である。
- 3) 延べ面積は、530 m²である。
- 4) 高さは、7 mである。
- 5) 階数は、3である。



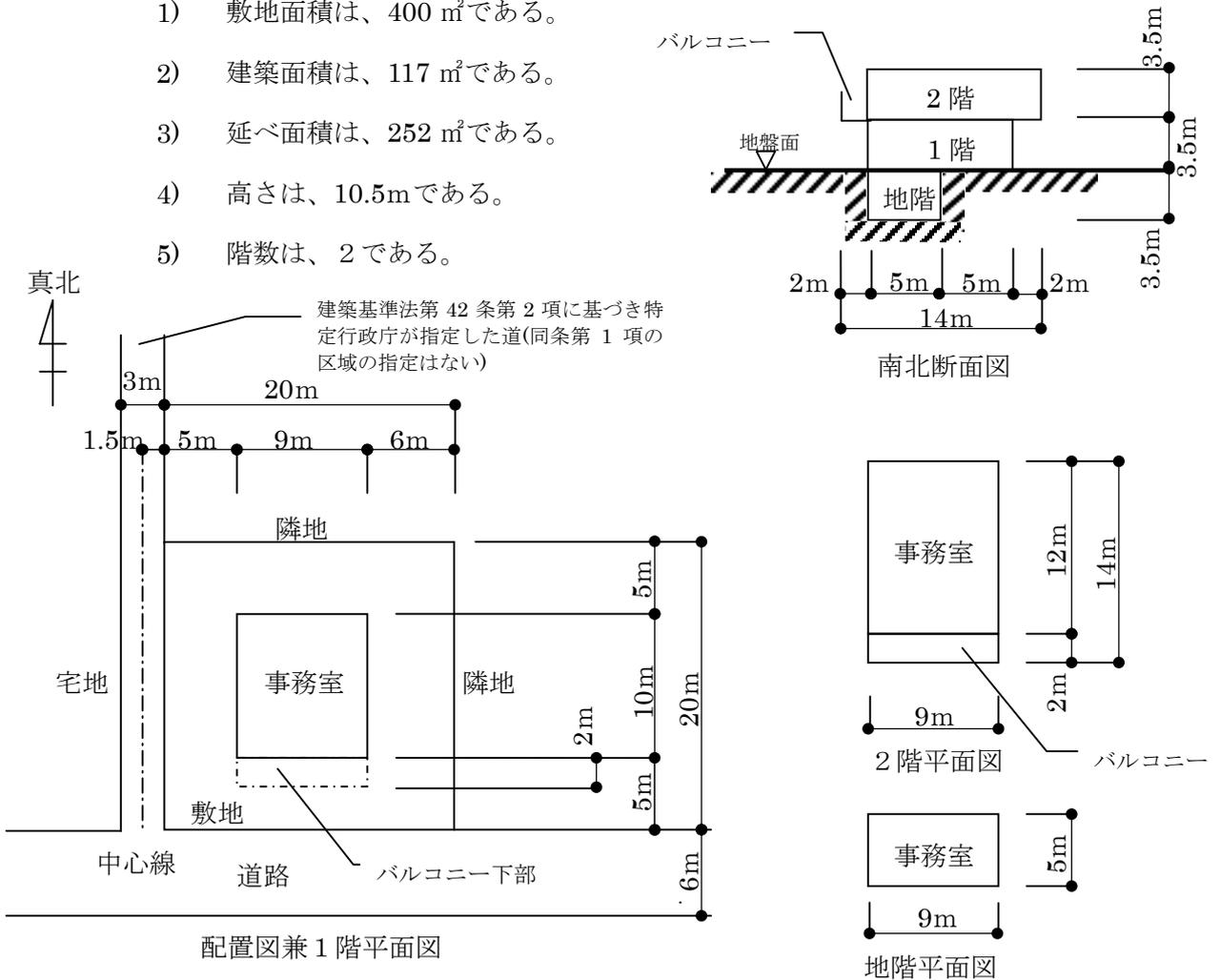
解答

- 【23】
- 1) 法第42条第2項より、道路中心線から2mの線を境界線とみなす。
 $20 \times (35 - 1) = 680 \text{ m}^2$ 正しい
 - 2) 令第2条第1項第二号より、 $13 \times 20 = 260 \text{ m}^2$ 正しい
 - 3) 令第2条第1項第四号より、
 $5 \times 6 + 12 \times 20 + 13 \times 20 = 530 \text{ m}^2$ 正しい
 - 4) 令第2条第1項第六号より、 $3.5 + 3.5 = 7 \text{ m}$ 正しい
 - 5) 令第2条第1項第八号より、地階の倉庫の水平投影面積が建築面積の1/8以下の場合、階数に算入しないので、階数は2である。 誤り

答 5

15-2 【24】 図のような建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。
 ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 敷地面積は、400 m²である。
- 2) 建築面積は、117 m²である。
- 3) 延べ面積は、252 m²である。
- 4) 高さは、10.5mである。
- 5) 階数は、2である。



解答

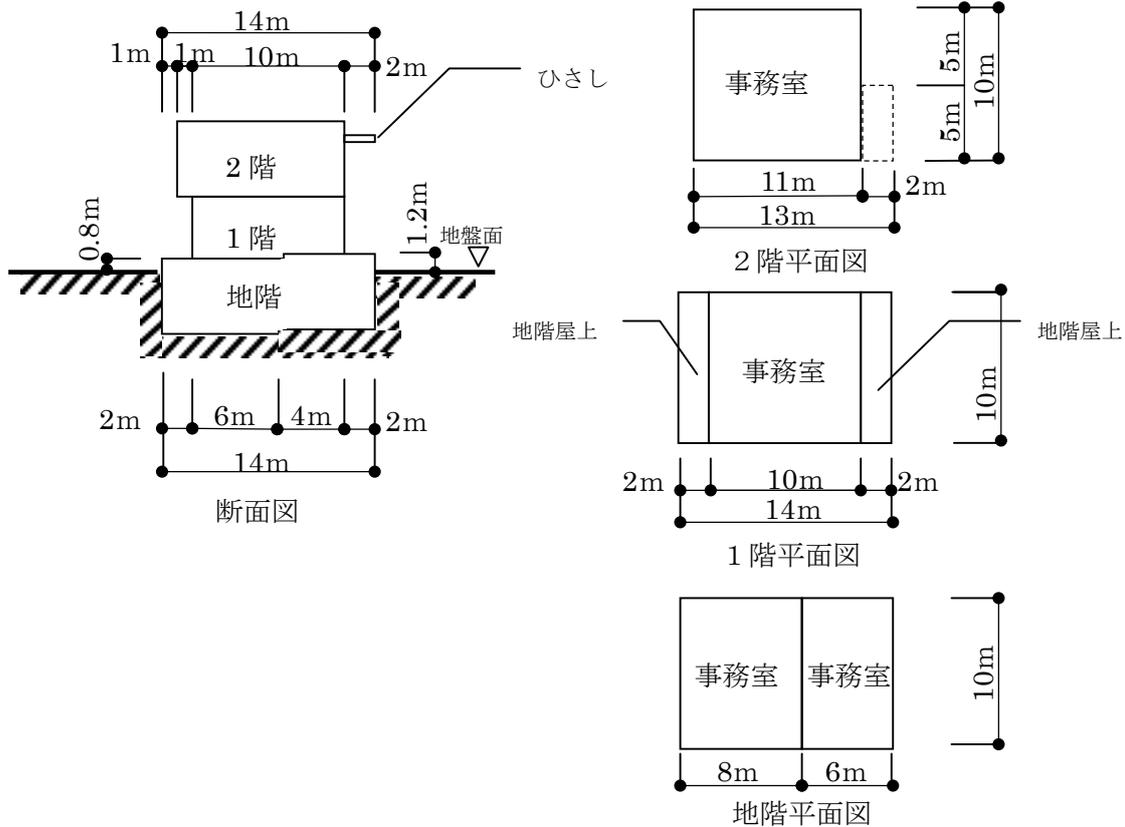
【24】

- ① 敷地面積の算定...法第42条第2項(道路中心線から2mを道路境界線とみなす)および令第2条第1項第一号より
 $\rightarrow (20 - 0.5) \times 20 = 390 \text{ (m}^2\text{)}$ 誤り。
- ② 建築面積の算定...令第2条第1項第二号(2階の外壁中心線に囲まれた部分とバルコニーの先端から1m後退した部分)
 $\rightarrow 9 \times 12 + 9 \times (2 - 1) = 117 \text{ (m}^2\text{)}$ 正しい。
- ③ 延べ面積の算定...令第2条第1項第四号(各階床面積合計)より
 $\rightarrow 9 \times (5 + 10 + 12) = 243 \text{ (m}^2\text{)}$ 誤り。
- ④ 高さの算定...令第2条第1項第六号(地盤面からの高さ)
 $\rightarrow 7\text{m}$ 誤り。
- ⑤ 階数の算定...令第2条第1項第八号(地階も含める)
 \rightarrow 階数は、3である。 誤り。

答 2

13-2 【25】 図のような建築物の建築面積として、建築基準法上、正しいものはどれか。
 ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 100 m²
- 2) 113 m²
- 3) 115 m²
- 4) 130 m²
- 5) 140 m²



解答

【25】 令第2条第1項第二号より、建築面積の算定方法は、
 ・地階は、地盤面上1m以下の部分を除く。
 →上図は、1mを超えている部分(2×10)を加算する。
 ・ひさしは、先端から1m以内を除く。
 →上図は、すべて地階で計算した部分の上にあるので関係ない。
 よって、1階部分は、すべて2階に覆われているので、2階部分の計算し(2×10)を加算する。

$$110 + 20 = 130 \text{ (m}^2\text{)}$$

答 4

- 14-1 【26】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 病院の居室のうち入院患者のための談話のために使用されるものには、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
 - 2) 住居の居室で地階に設けるものは、からぼりに面する一定の開口部を設けた場合であっても、換気設備を設けなければならない。
 - 3) 建築物の構造耐力上主要な部分に使用する指定建築材料の品質は、国土交通大臣の指定する日本工業規格若しくは日本農林規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。
 - 4) 階段及びその踊場に、手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のものが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は手すり等の幅が10cmを限度とし、ないものとして算定する。
 - 5) 集会場における客用の直階段に代わる傾斜路で、その高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに、踏幅1.2m以上の踊場を設けなければならない。

解答

- 【26】
- 1) 法第28条第1項及び令第19条第2項第五号により、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない居室については定められているので、**正しい**。
 - 2) 法第29条及び令第22条の2第一号イより、からぼりに面する一定の開口部を設けた場合には、換気設備は必要ないので、**誤り**。
 - 3) 法第37条及び令第144条の3第一号より、**正しい**。
 - 4) 令第23条第3項より、**正しい**。
 - 5) 令第24条第1項及び第2項より、**正しい**。

答 2

- 13-1 【27】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 高さ1 mの階段には、手すりを設けなくてもよい。
 - 2) 居室の天井の高さは、2.1m以上でなければならない。
 - 3) 準住居地域内の建築物にあっては、隣地境界線までの水平距離が5 m以上である開口部の採光補正係数は、1.0以上とする。
 - 4) 居室の床面積の合計が100 m²をこえる地階における階段の踏面の寸法は、原則として、24cm以上でなければならない。
 - 5) 映画館における客用の階段でその高さが3 mをこえるものにあつては、高さ3 m以内ごとに踊場を設けなければならない。

解答

- 【27】
- 1) 令第25条第4項より、**正しい**。
 - 2) 令第21条より、**正しい**。
 - 3) 令第20条第2項第一号口により隣地境界線等までの水平距離が7 m以上の場合であり、**誤り**。
 - 4) 令第23条第1項の表(3)より、**正しい**。
 - 5) 令第24条第1項より、**正しい**。

答 3

- 16-1 【28】 建築物の居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置（シックハウス対策）に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質として定められているものは、クロルピリホス及びホルムアルデヒドである。
 - 2) 建築材料にクロルピリホスを添加してはならない。
 - 3) 居室の内装の仕上げには、所定の基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室であっても、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いてはならない。
 - 4) 居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、原則として、当該材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を越えないようにしなければならない。
 - 5) 居室には、原則として、所定の基準に適合する、機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設けなければならない。

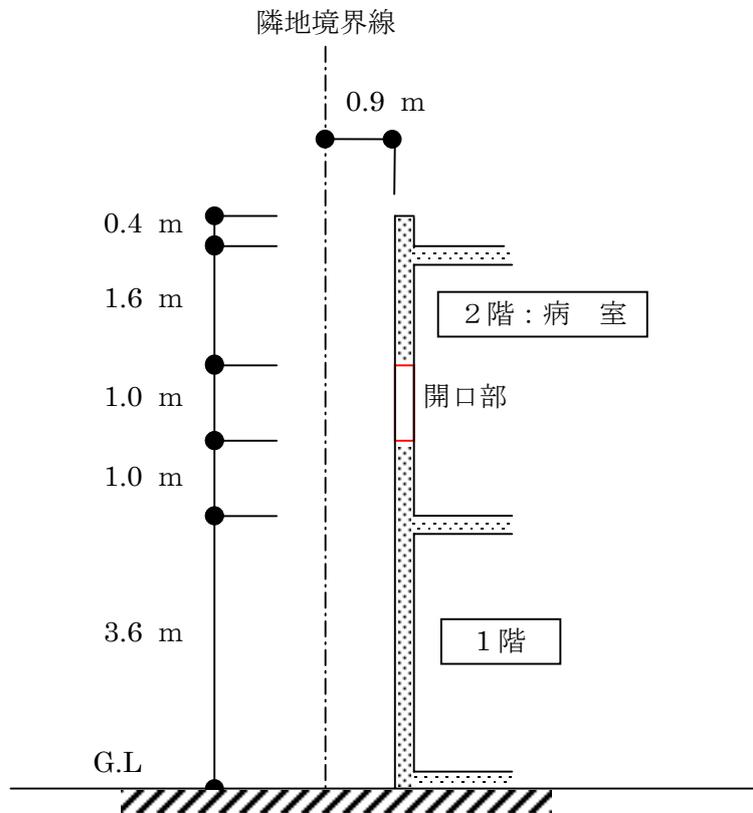
解答

- 【28】 1) 令第20条の5より、**正しい**。
2) 令第20条の6第1項第一号より、**正しい**。
3) 令第20条の7第1項第二号、第5項より、所定の基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室は緩和されるので、**誤り**。
4) 令第20条の7第1項第二号より、**正しい**。
5) 令第20条の8第1項第一号より、**正しい**。

答 3

15-2 【29】 準工業地域内において、図のような断面をもつ病院の病室の開口部（幅 2.5m、面積 2.5 m²）の「採光に有効な部分の面積」として、建築基準法上、正しいものはどれか。ただし、建築基準法第 86 条第 10 項に規定する公告対象区域内ではないものとする。

- 1) 1.9 m
- 2) 2.5 m
- 3) 3.5 m
- 4) 4.7 m
- 5) 6.5 m



解答

【29】

・ 令第 20 条第 1 項より

$$\text{採光上有効な開口部面積} = (\text{採光補正係数} \times \text{開口部面積})$$

・ 令第 20 条第 2 項第二号より

$$\text{準工業地域の採光補正係数は、} (\text{採光関係比率} \times 8) - 1$$

・ 令第 20 条第 2 項第一号より

$$\text{採光関係比率} = \frac{\text{水平距離}}{\text{垂直距離}}$$

* 水平距離 ・ ・ 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物に通ずる開口部の直上の建築物の部分から、その面する隣地境界線又は他の建築物の対向部までの水平距離 ・ ・ ・ ・ ・ 0.9m

* 垂直距離 ・ ・ その直上部の建築物の部分から開口部の中心までの垂直距離
 $0.4 + 1.6 + (1.0 \div 2) = \underline{2.5m}$

以上から、 $(0.9 / 2.5 \times 8 - 1) \times 2.5$ (開口部面積) = 4.7m²

答 4

- 13-1 【30】 防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 1階及び2階にそれぞれ床面積 600 m²の展示場を有し、3階以上の部分を事務所とする建築物(主要構造部が準耐火構造であるもの)において、当該展示場部分と事務所部分とは、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合、防火区画しなくてもよい。
 - 2) 準防火地域内の準耐火建築物である延べ面積 1,200 m²の地上2階建の体育館で、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものは、防火区画しなくてもよい。
 - 3) マーケットの売場で、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積の合計が床面積の 1/20 未満のものにあつては、その売場を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。
 - 4) 延べ面積 300 m²の地上3階建の一戸建て住宅(主要構造部が準耐火構造であるもの)の昇降機の昇降路の部分とその他の部分とは、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられた場合、防火区画しなくてもよい。
 - 5) 防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動した状態にあるものとしなければならない。

解答

- 【30】
- 1) 全館避難安全性能を有するものであることについて、国土交通大臣の認定を受けた建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたもの)については、令第129条の2の2第1項より、令第112条第13項の用途別防火区画は適用除外となるので、**正しい**。
 - 2) 法第62条より、準耐火建築物としなければならない建築物の防火区画は、令第112条第2項、第3項より、原則として、防火区画が必要であるが、同条第4項第一号により、内装を準不燃材料とした体育館については緩和されるので、**正しい**。
 - 3) 法第35条の3及び令第111条第1項第一号より、**正しい**。
 - 4) 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により安全を確かめられた建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたもの)については、令第129条の2の2第1項より、令第112条第9項の竪穴区画は適用されないので、**正しい**。
 - 5) 令第112条第14項第一号イより、「又は随時閉鎖若しくは作動できるもの」でよいので、**誤り**。

答 5

14-1 【31】 建築物を耐火建築物とするときに、耐火性能検証法により建築物の主要構造部の性能について所定の基準に適合することが確かめられた場合、建築基準法上、ア～エの建築物の部分のうち、**耐火構造とする必要がないものをすべて掲げた組み合わせ**は、次のうちどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

- ア 4階建の病院の1階の柱
- イ 屋内に設ける避難階段の階段室を囲む壁
- ウ 非常用エレベーターの昇降機を囲む壁
- エ 地区計画の区域内の自転車のみ交通の用に供する道路の上空に設ける建築物と道路とを区画する壁

- 1) ア, イ, ウ
- 2) ア, イ, エ
- 3) ア, ウ, エ
- 4) イ, ウ, エ
- 5) ア, イ, ウ, エ

解答

- 【31】 ア) 法第2条第九号の二、イ(2)より、令第108条の3第1項によって、主要構造部である柱を**耐火構造としない**ことができる。
- イ) 令第123条第1項第一号により、屋内避難階段の階段室を囲む壁を耐火構造とする規定では、令第108条の3第3項によって、**耐火構造としない**ことができる。
- ウ) 令第129条の13の3第4項により、非常用エレベーター昇降路を囲む壁を耐火構造とする規定で、令第108条の3第3項によって、**耐火構造としない**ことができる。
- エ) 法第44条第1項第三号より、地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設ける建築物と道路とを区画する壁を耐火構造とする規定では、令第145条第1項第二号に定められている。令第108条の3第3項で、この規定は耐火構造とみなされないため、**耐火構造とする必要がある**。

答 1

- 14-1 【32】 延べ面積 12,000 m²、高さ 75m、地上 20 階建の耐火建築物において、その各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合の計画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**適合しない**ものはどれか。
- 1) 10 階において、居室の各部分から直通階段に至る歩行距離のうち、最大のものを 55m とした。
 - 2) 10 階において、居室に設ける排煙設備の排煙機を、1 分間に 100 m³の空気を排出する能力を有するものとした。
 - 3) 20 階において、非常用エレベーターの乗降ロビーに予備電源を有する照明設備を設けなかった。
 - 4) 17 階において、特別避難階段に付室を設けなかった。
 - 5) 5 階において、居室の天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料以外の材料とした。

解答

- 【32】
- 1) 令第 120 条より歩行距離の規定。令第 129 条の 2 第 1 項より、令第 120 条は適用除外であるため、**適合**。
 - 2) 令第 126 条の 3 第 1 項第九号より、排煙設備の排煙機の能力に関する規定。1 分間に 120 m³以上の空気を排出することが必要であるが、令第 129 条の 2 第 1 項より、適用除外となるため、**適合**。
 - 3) 令第 129 条の 13 の 3 第 3 項第六号より、非常用エレベーターの乗降ロビーの予備電源については、令第 129 条の 2 による適用除外規定ではないので、予備電源を設けないことは、**不適合**となる。
 - 4) 令第 123 条第 3 項第一号より、特別避難階段の付室の設置は、令第 129 条の 2 第 1 項であるため、**適合**。
 - 5) 令第 129 条第 1 項第一号イより、内装制限の規定は、令第 129 条の 2 第 1 項であるため、**適合**。

答 3

- 13-1 【33】 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。
- 1) 耐火建築物として、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要な遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後、15分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることである。
 - 2) 耐火性能検証法により、耐火建築物の主要構造部の耐火に関する性能を検証した場合であっても、所定の基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けなければならない。
 - 3) 地上10階建の建築物の3階のほりに必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じないものであることである。
 - 4) 主要構造部が不燃材料で造られた建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、非常用の照明装置の設置に関する規定は、適用されない。
 - 5) 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料に必要な不燃性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に過熱開始後20分間燃焼しないものであることであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じないものである。

解答

- 【33】 1) 法第2条第九号の二口及び令第109条の2より、20分間であるので、**誤り**。
- 2) 法第2条第九号の二イ(2)より、令第108条の3第1項第一号の場合は、耐火性能検証法、同条第二号の場合が大臣認定となる。これらは、いずれかでよいので、**誤り**。
- 3) 令第107条第一号より、2時間であり、**誤り**。
- 4) 令第129条の2の2第1項より、適用除外規定があるが、令第126条の4については、適用除外とならないので、**誤り**。
- 5) 法第2条第九号及び令第108条の2より、**正しい**。

答 5

- 17-2 【34】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法及び全館避難安全検証法による安全性の確認は行わないものとする。
- 1) 建築物の所定の防火区画に用いる特定防火設備及び建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備は、所定の要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
 - 2) 共同住宅の片廊下で、住戸の床面積の合計が150㎡である階における共用のもの幅は、1.2m以上としなければならない。
 - 3) 主要構造部が準耐火構造である地上3階地下2階建の建築物において、地下2階（床面積の合計90㎡）に通ずる直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
 - 4) 避難階が1階である診療所で、2階の病室の床面積の合計が110㎡の場合、2階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
 - 5) 高さ13mの建築物で、3階部分を不燃性の物品の保管のみの用途に供するものにおいて、2階部分から進入することができる場合、3階部分には、非常用の出入口を設けなくてもよい。

解答

- 【34】
- 1) 令第112条第14項より、**正しい**。
 - 2) 令第119条より、**正しい**。
 - 3) 令第122条第1項より、地下2階以下の床面積が100㎡以下なので必ずしも避難階段又は特別避難階段としなくてもよいので、**誤り**。
 - 4) 令第121条第1項第四号及び同条第2項より、**正しい**。
 - 5) 令第126条の6本文カッコ書きより、**正しい**。

答 3

- 17-1 【35】 「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**適合しない**ものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。
- 1) 地階にある飲食店は、その床面積にかかわらず、原則として、内装の制限を受ける。
 - 2) 耐火建築物である延べ面積 500 m²、地上3階建の旅館で、当該用途に供する3階部分の床面積の合計が 200 m²のものは、原則として、内装の制限を受ける。
 - 3) 耐火建築物である地上3階建の劇場で、客席部分の床面積の合計が 400 m²のものは、原則として、内装の制限を受ける。
 - 4) 内装の制限に関する規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び所定の排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。
 - 5) 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 200 m²、地上2階建の住宅の1階にある台所（火を使用する器具を設けたもの）は、内装の制限を受けない。

解答

- 【35】
- 1) 令第128条の4第1項第三号、令115条の3第三号及び令129条第3項より、**正しい**。
 - 2) 令第128条の4のいずれの項にも該当しないので、内装制限の対象にはならないので、**誤り**。
 - 3) 令第128条の4第1項第一号（1）及び令第129条第1項より、**正しい**。
 - 4) 令第129条第7項より、**正しい**。
 - 5) 令第128条の4第4項より、**正しい**。

答 2

- 13-1 【36】 内装制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- ただし、居室については、内装制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。
- 1) 地階に設ける旅館の娯楽室は、その構造及び床面積に関わらず、原則として、内装制限を受ける。
 - 2) 自動式の泡消火設備及び所定の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装制限の規定は適用されない。
 - 3) 客席の床面積の合計が 200 m²である準耐火建築物の集会場は、原則として、内装制限を受ける。
 - 4) 内装制限を受ける廊下、階段その他の通路については、原則として、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。
 - 5) 主要構造部を耐火構造とした2階建の店舗兼用住宅の1階にある台所（火を使用する設備を設置）については、内装制限の規定は適用されない。

解答

- 【36】
- 1) 令第128条の4第1項第三号に該当して、令第129条第3項より、**正しい**。
 - 2) 令第129条第7項より、**正しい**。
 - 3) 令第128条の4第1項第一号（1）に該当し、令第129条第1項より、**正しい**。
 - 4) 令第129条第1項～第4項では、廊下、階段等の仕上げを難燃材料ではなく、令第129条第1項第二号より、準不燃材料その他としなければならないので、**誤り**。
 - 5) 令第128条の4第4項の火気使用室の内装制限では、主要構造部を耐火構造とした建築物は除外されているので、内装制限規定は適用されない。よって、**正しい**。

答 4

- 14-1 【37】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 劇場の客用に供する屋外への出口の戸は、劇場の規模に関わらず、内開きとしてはならない。
 - 2) 階数が3で延べ面積が2,000㎡のボーリング場には、非常用の照明装置を設置しなくてもよい
 - 3) 準防火地域内において、階数が1で延べ面積が400㎡の不燃性の物品を保管する倉庫（屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたもの）の屋根に必要とされる性能に関する技術的基準は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであることである。
 - 4) 建築面積が500㎡の建築物の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行き間隔12m以内ごとに小屋組に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
 - 5) 全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により、確かめられた場合、防火区画に関する規定の一部が適用されない建築物は、主要構造部が不燃材料で造られた建築物に限られる。

解答

- 【37】 1) 令第125条第2項より、**正しい**。
- 2) 令第126条の2第1項第二号より、ボーリング場は、学校等に含まれる。令第126条の4第三号より、**正しい**。
- 3) 法第63条及び令第136条の2の2第一号より、**正しい**。
- 4) 令第114条第3項より、**正しい**。
- 5) 令第129条の2の2第1項カッコ書きにより、主要構造部が準耐火構造であるか、又は、不燃材料で造られていればよいので、**誤り**。

答 5

- 14-1 【38】 防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- ただし、主要構造部については、耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準に適合していないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。また、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。
- 1) 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、排煙設備の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
 - 2) 学校の防火上主要な間仕切壁を換気設備の風道が貫通する場合においては、当該風道の当該間仕切壁を貫通する部分又はこれに接近する部分に、一定の性能を有する特定防火設備を設けなければならない。
 - 3) 15階建の事務所（主要構造部を耐火構造としたもの）の15階の部分で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、一定の場合を除き、床面積500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
 - 4) 共同住宅の住戸のうち階数が2で、かつ、床面積の合計が150㎡であるものにおける階段の部分とその他の部分とは防火区画しなくてもよい。
 - 5) 準防火地域内において、延べ面積800㎡の2階建の事務所の一部に床面積の合計が300㎡の自動車車庫を設ける場合、事務所の部分と自動車車庫の部分とを所定の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

解答

- 【38】 1) 令第126条の2第2項より、**正しい**。(令第107条及び令第107条の2を適用し、耐火構造は性能上、準耐火構造の性能を満足している)
- 2) 令第114条第5項「特定防火設備」を「第109条に規定する防火設備であり、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間加熱以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるので、**誤り**。
- 3) 令第112条第7項より、**正しい**。
- 4) 令第112条第9項第二号より、**正しい**。
- 5) 法第27条第2項第一号に床面積が150㎡以上の自動車車庫は該当し、令第112条第13項より、**正しい**。

答 2

- 13-1 【39】 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。ただし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。
- 1) 体育館の体育室から地上に通ずる階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
 - 2) 病院の避難階以外の階で、その階における病室の床面積の合計が 120 m²の場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
 - 3) 地下街の各構えの居室の各部分から地下道(当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む)への出入口の一に至る歩行距離は、40m以下でなければならない。
 - 4) 建築物の高さ 31m以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に、直接 1 m以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。
 - 5) 延べ面積 1,000 m²の地上 3 階建のダンスホールの階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。

解答

- 【39】
- 1) 令第 126 条の 4 第 1 項第三号の「学校等」の定義は、令第 126 条の 2 第 1 項第二号に定められているが、「学校等」はその中に体育館も含まれているので、非常用の照明装置を設けなくてもよい。よって、**正しい**。
 - 2) 令第 121 条第 1 項第四号より(同条第 2 項が適用される場合であっても、病室の床面積が 100 m²を超えているので)、**正しい**。
 - 3) 令第 128 条の 3 第 4 項より、40m以下ではなく、30m以下である、**誤り**。
 - 4) 令第 126 条の 6 第二号より、**正しい**。
 - 5) 令第 126 条の 2 第 1 項第三号により、建築物の用途とは関係なく、階段部分は排煙設備の設置義務はないので、**正しい**。

答 3

- 17-2 【40】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 主要構造部が準耐火構造である建築物のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたものであっても、屋外に設ける避難階段の構造の規定は適用される。
 - 2) 延べ面積が 500 m²を超える共同住宅における住戸で、床面積が 200 m²以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画されたものには、排煙設備を設けなくてもよい。
 - 3) 病院の病室には、非常用の照明設備を設けなくてもよい。
 - 4) 内装制限を受ける特殊建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下の床面は、その仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。
 - 5) 主要構造部が準耐火構造である建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものについては、排煙設備の設置及び構造の規定は適用されない。

解答

- 【40】
- 1) 令第 129 条の 2 第 1 項で階避難安全検証法の適用除外が規定されているが、令第 123 条第 2 項の屋外避難階段の構造に関しては、除外規定となっているので、**正しい**。
 - 2) 令第 126 条の 2 第 1 項第一号より、**正しい**。
 - 3) 令第 126 条の 4 第二号より、**正しい**。
 - 4) 令第 129 条第 1, 2, 3 項により仕上げが制限されるのは、壁及び天井であり、床は制限の対象外であるので、**誤り**。
 - 5) 令第 129 条の 2 の 2 第 1 項で全館避難安全検証法の適用除外が規定されているが、令第 126 条の 2 及び第 126 条の 3 の排煙設備に関しては、除外規定となっているので、**正しい**。

答 4

- 16-2 【41】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。ただし、エレベーターは、特殊な構造又は使用形態ではないものとする。
- 1) 合併処理浄化槽は、満水して 24 時間以上漏水しないことを確かめなければならない。
 - 2) 居室を有する建築物は、その居室内において、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、原則として、所定の換気設備を設けなければならない。
 - 3) 建築物に設ける給湯設備には、有効な安全装置を設けなければならない。
 - 4) エレベーターの機械室における床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、エレベーターのかごの定格速度が毎分 50m の場合、2.0m 以上としなければならない。
 - 5) 乗用エレベーターには、停電の場合においても、床面で 0.1 ルクス以上の照度を確保することができる照明装置を設けなければならない。

解答

- 【41】
- 1) 令第33条より、**正しい**。
 - 2) 法第28条の2第三号、令第20条の5、令第20条の8より、**正しい**。
 - 3) 令第129条の2の5第1項第四号より、**正しい**。
 - 4) 令第129条の9第二号より、**正しい**。
 - 5) 令第129条の10第3項第四号ロより、1ルクス以上の照度が必要であり、**誤り**。

答 5

- 13-1 【42】 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。
- 1) 高さ 20mを越える建築物に設けなければならない避雷設備の雨水等により腐食のおそれのある部分にあつては、腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じたものでなければならない。
 - 2) 屎尿浄化槽は、放流水に含まれる大腸菌群数が、3,000 個/cm³ 以下とする性能を有するものでなければならない。
 - 3) 建築物に設ける煙突の屋上突出部分は、原則として、屋根面からの垂直距離を60cm 以上としなければならない。
 - 4) 高さ 31m を超える部分すべて建築設備の機械室とするには、非常用の昇降機を設けなくてもよい。
 - 5) 換気のための窓その他の開口部を有しない居室に設ける機械換気設備の構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね100 万分の1,000 以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率を概ね100 万分の100 以下に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとしてすることができる。

解答

- 【42】
- 1) 令第129条の15 第二号より、**正しい**。
 - 2) 令第32条第1項第二号より、**正しい**。
 - 3) 令第115条第1項第一号より、**正しい**。
 - 4) 令第129条の13の2第一号より、**正しい**。
 - 5) 令第20条の2第一号二(1)より、一酸化炭素の含有率は100 万分の10 以下としなければならない。**誤り**。

答 5

- 14-1 【43】 「建築設備又はその部分」と当該建築設備又はその部分が、「適合すべき基準等」との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。

	建築設備又はその部分	適合すべき基準等
1)	エレベーターの主要な支持部分で、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分	通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないものであること
2)	飲料水の配管設備	当該配管設備から、漏水しないものであり、かつ、溶出する物質によって汚染されないものであること
3)	特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域における処理対象人員300人の合併処理浄化槽	放流水に含まれる大腸菌群数 3,000 個/cm ³ 以下、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率 70%以上、合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 60mg/リットル以下のものであること
4)	エスカレーターの制動装置	人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段に生ずる進行方向の加速度が 1.5m毎秒毎秒を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものであること
5)	高さ 20m を超える建築物に設ける避雷設備	雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができるものであること

解答

- 【43】 1) 令第129条の4第1項第一号ロより、**正しい**。
 2) 令第129条の2の5第2項第三号より、**正しい**。
 3) 令第32条第1項第一号及び第二号より、**正しい**。
 4) 令第129条の12第5項より、1.25m毎秒毎秒であり、**誤り**。
 5) 令第129条の15第一号より、**正しい**。

答 4

- 14-1 【44】 高さ 20mの鉄筋コンクリート造の建築物に適用される「構造方法」と「その構造方法によらないことができる場合」との組合せとして、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。ただし、限界耐力計算(それと同等以上に安全を確かめられることができる構造計算を含む)又は超高層建築物の特例として国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

構造方法	その構造方法によらないことができる場合
1) 主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋の径の 40 倍以上とする。	国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手とした場合
2) 構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、4 本以上とすること	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合
3) 耐力壁の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、3 c m以上とすること	プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であって、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとした場合
4) コンクリート打込み中は、コンクリートの温度が 2 度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生すること	コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合
5) 構造耐力上主要な部分である床版の厚さは、8 c m以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの 1/40 以上とすること	所定の構造計算によって振動又は変形による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合

解答

- 【44】 1) 令第 73 条第 2 項ただし書きより、**正しい**。
 2) 令第 77 条第 1 項ただし書きより、第一号(主筋は、4 本以上とすること)は適用除外にならないので、**誤り**。
 3) 令第 79 条第 1 項、第 2 項より、**正しい**。
 4) 令第 75 条ただし書きより、**正しい**。
 5) 令第 77 条の 2 第 1 項ただし書きより、**正しい**。

答 2

- 13-1 【45】 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。
- 1) 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあつては 200 以下、柱以外のものにあつては 250 以下としなくてもよい。
 - 2) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さについては、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものを除き、5 cm 以上としなければならない。
 - 3) 延べ面積 100 m²の鉄筋コンクリート造の建築物に使用するコンクリートの4週圧縮強度については、軽量骨材を使用する場合を除き、12 N/m²以上でなければならない。
 - 4) 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなくてもよい。
 - 5) 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全上に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

解答

- 【45】
- 1) 令第 36 条第 2 項第二号の限界耐力計算を行つて、安全が確かめられた場合により、令第 65 条の適用はない。**正しい**。
 - 2) 令第 79 条の 3 第 1 項及び第 2 項より、**正しい**。
 - 3) 令第 74 条第 1 項第一号より、**正しい**。
 - 4) 保有水平耐力計算を行つた場合でも、令第 36 条第 2 項第一号によらなければならないので、令第 77 条が適用され、同条第二号により、**誤り**。
 - 5) 令第 38 条第 1 項より、**正しい**。

答 4

- 17-2 【46】 木造2階建、延べ面積 150 m²、高さ 8 mの建築物の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。
- 1) 布基礎（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたものを除く。）においては、立上り部分以外の部分の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を除いて、6 cm 以上としなければならない。
 - 2) 張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組の長さの合計は、原則として、それぞれの方向につき、床面積及び見付面積をもとに求めた所定の数値以上となるようにしなければならない。
 - 3) 屋根を金属板でふいた場合、1 階の柱の小径は、横架材の相互間の垂直距離の 1/33 以上としなければならない。
 - 4) すみ柱を通し柱としない場合、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強しなければならない。
 - 5) 構造耐力上主要な部分である柱の小径を決める場合、柱の樹種は関係しない。

解答

- 【46】
- 1) 令第79条第1項より、**正しい**。
 - 2) 令第46条第4項より、**正しい**。
 - 3) 令第43条第1項より、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10 cm以上の柱の場合は、1/25以上、その他の柱の場合は、1/30以上必要であり、**誤り**。
 - 4) 令第43条第5項より、**正しい**。
 - 5) 令第43条第1項、第2項から樹種に関係しないので、**正しい**。

答 3

- 17-2 【47】 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 鉄骨造平家建、延べ面積 250 m²の事務所は、所定の構造計算によって確かめられる安全性を有するものでなければならない。
 - 2) 堅いローム層の短期に生ずる力に対する許容応力度は、国土交通大臣が定める方法による地盤調査を行わない場合、100kN/m²としなければならない。
 - 3) 風圧力の計算に当り、建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効に遮る他の建築物がある場合においては、その方向における速度圧は、所定の数値の 1/2 まで減らすことができる。
 - 4) 事務室の床の構造計算をする場合の積載荷重については、実況に応じて計算しない場合、2,900N/m²に床面積を乗じて計算することができる。
 - 5) 積載荷重は、原則として、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

解答

- 【47】
- 1) 法第20条第二号イより、**正しい**。
 - 2) 令第93条より、短期に生ずる力に対する許容応力度は、長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の2倍なので、200kN/m²であり、**誤り**。
 - 3) 令第87条第3項より、**正しい**。
 - 4) 令第85条第1項表の(2)(イ)欄より、**正しい**。
 - 5) 令第86条第1項より、**正しい**。

答 2

- 13-1 【48】 構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。
- 1) 許容応力度等計算において、屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度を超える場合においては、零とすることができる。
 - 2) 限界耐力計算において、暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力が、当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめる場合、許容応力度等計算における風圧力によって生ずる力に1.4倍を乗じて計算しなければならない。
 - 3) 許容応力度等計算において、木材の繊維方向の許容応力度は、積雪時の構造計算をするにあたっては、積雪時以外の数値に対して、長期に生ずる力に対する許容応力度については、1.3を、短期に生ずる力に対する許容応力度については、0.8をそれぞれ乗じて得た数値としなければならない。
 - 4) 超高層建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重及び外力によって建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることができるものとして、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によらなければならない。
 - 5) 許容応力度等計算において、地震力を計算する場合、事務室の床の積載荷重については、 $800\text{N}/\text{m}^2$ に床面積を乗じて計算することができる。

解答

- 【48】
- 1) 令第86条第4項より、**正しい**。
 - 2) 令第87条より、風圧力により生ずる力について規定されている。この値Wについて、許容応力度等計算では、令第82条より、Wそのままの数値をとるが、限界耐力計算の場合には、令第82条の6第二号より、 $1.6W$ なので、**誤り**。
 - 3) 令第89条第1項より、**正しい**。
 - 4) 令第81条の2より、超高層建築物(高さ60mを超える建築物(令第36条第3項)について、**正しい**。
 - 5) 令第85条第1項表の(2)(は)欄より、**正しい**。

答 2

- 14-1 【49】 構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。
- 1) 高さ 31m以下の特定建築物における各階の剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算する。
 - 2) 固定席の映画館に連絡する廊下の床の構造計算をする場合の積載荷重については、実況に応じて計算しない場合、 $3,500\text{N}/\text{m}^2$ に床面積を乗じて計算することができる。
 - 3) 風圧力は、その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて国土交通大臣が定める風速に風力係数を乗じて計算する。
 - 4) 限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時及び暴風時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。
 - 5) 径 28mm以下の異形鉄筋をせん断補強に用いる場合、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の上限は、 $390\text{N}/\text{mm}^2$ である。

解 答

- 【49】 1) 令第82条の3第一号より、**正しい**。
- 2) 令第85条の表、(5)及び(7)より、**正しい**。
- 3) 令第87条第1項より、風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて求めるので、**誤り**。
- 4) 令第82条の6第一号より、限界耐力計算においても、令第82条第一号～第三号までの許容応力度等計算(地震に係る部分を除く)を行うので、**正しい**。
- 5) 令第90条の表2より、**正しい**。

答 3

- 【50】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) エレベーターの昇降路内には、エレベーターに地震時において昇降機の機能に支障が生じないものとして国土交通省の認定を受けたものは、給水、排水その他の配管設備を設けてもよい。
 - 2) 建築物に設ける排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造らなければならない。
 - 3) 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によらなければならない。
 - 4) 乗用エレベーターの最大定員を算定する場合は、1人当たりの体重を65kgとする。
 - 5) 地階に居室を有する建築物の換気設備の風道は、準不燃材料で造らなければならない。

解答

- 【50】 1) 令第129条の2の5第1項第三号より、**正しい**。
2) 令第129条の2の5第3項第四号より、**正しい**。
3) 令第129条の2の5第1項第八号より、**正しい**。
4) 令第129条の6第五号より、**正しい**。
5) 令第129条の2の5第1項第六号より、不燃材料としなければならないので、**誤り**。

答 5

16-2 【51】 都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。

- 1) 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員4mの私道は、建築基準法上の道路である。
- 2) 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、建築基準法上の道路とみなされる。
- 3) 特定行政庁は、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。
- 4) 災害があった場合において建築する郵便局、官公署等の応急仮設建築物の敷地であっても、道路に2m以上接しなければならない。
- 5) 敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、道路に2m以上接しなくてもよい。

解答

- 【51】
- 1) 法第42条第1項第三号より、**正しい**。
 - 2) 法第42条第2項より、**正しい**。
 - 3) 法第45条第1項より、**正しい**。
 - 4) 法第85条第2項より、応急仮設建築物については法第3章の規定を適用しない。したがって、法第43条第1項のような接道義務は適用されないため、**誤り**。
 - 5) 法第43条第1項より、**正しい**。

答 4

- 13-2 【52】 都市計画区域内のイ～ニの敷地について、建築基準法上、道路と敷地との関係で、原則として、建築物を**建築することができないもの**のみの組み合わせは、次のうちどれか。

- イ 幅員 16mの自動車専用道路にのみ 6 m接している敷地
- ロ 幅員 4 mの市道にのみ 1.8m接している敷地
- ハ 幅員 4 mの私道で、特定行政庁からその位置の指定を受けたものにのみ 3 m接している敷地
- ニ 都市計画法による新設の事業計画のある幅員 12mの道路で、1年後にその事業が執行される予定のものとして、特定行政庁が指定したものにのみ 5 m接している敷地

- 1) イとロ
- 2) イとハ
- 3) イとニ
- 4) ロとハ
- 5) ロとニ

解答

- 【52】 イ 法第43条第1項第一号より、自動車のための交通の用に供する道路なので、法第43条のかつ書きにあるように、2m以上接する道路とならない。したがって、**建築は不可能**である。
- ロ 法第43条第1項より、敷地が2m以上接していないので、**建築は不可能**である。
- ハ 法第42条第1項第五号より、特定行政庁からその位置の指定を受けた道路に接しているので、**建築は可能**である。
- ニ 法第42条第1項第四号より、2年以内に特定行政庁が指定した道路に接しているので、**建築は可能**である。

答 1

- 14-2 【53】 特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合の基準として、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の基準及び認定はないものとする。
- 1) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠^{きよ}その他の施設を設ける。
 - 2) 階段状でないものとする。
 - 3) 縦断勾配を15%以下とする。
 - 4) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造とする。
 - 5) 道が同一平面で、直角に交差する箇所は、角地の隅角^{ぐう}をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分^を道に含むすみ切りを設ける。

解答

- 【53】 1) 法第42条第1項第五号より、政令で定める基準は令第144条の4第1項第五号により、排水に必要なこれらの施設を設けたものであること。**正しい**。
- 2) 令第144条の4第1項第四号より、階段状でないものとする。**正しい**。
- 3) 令第144条の4第1項第四号より、縦断勾配は12%以下としなければならないので、**誤り**。
- 4) 令第144条の4第1項第三号より、**正しい**。
- 5) 令第144条の4第1項第二号より、交差し、若しくは接続し又は屈曲する箇所には、このようなすみ切りを設けたものであること。**正しい**。

答 3

14-1 【54】 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 地方公共団体は、階数が3以上である建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で必要な制限を付加することができる。
- 2) 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」による新設の事業計画のある8mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
- 3) 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に接しなくてもよい。
- 4) 道路の地盤面下に公衆便所を建築しようとする場合、建築審査会の同意及び特定行政庁の許可は不要である。
- 5) 土地を建築物の敷地として利用するため袋路状道路を築造する場合、特定行政庁からその位置の指定を受けるためには、その幅員6m以上とし、かつ、延長を35m以下としなければならない。

解答

- 【54】
- 1) 法第43条第2項より、地方公共団体は、特殊建築物、階数が3以上である建築物、…中略…敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路の関係について、条例で必要な制限を付加することができる。**正しい**。
 - 2) 法第42条第1項第四号のように、2年以内に事業が執行される予定ではない。**正しい**。
 - 3) 法第85条第5項より、工事を施工するために現場に設ける事務所等の仮設建築物については法第3章の規定を適用しないので、法第43条のような接道義務は適用されない。**正しい**。
 - 4) 法第44条第1項により、道路内に建築してはならないが、ただし書き第一号より、地盤面下に設ける建築物の場合は道路内の制限は適用除外となる。**正しい**。
 - 5) 法第42条第1項第五号、令第144条の4第1項第一号より、「幅員6m以上」か「延長35m以下」のどちらかを満たせばよいので、**誤り**。

答 5

- 17-1 【55】 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 都市計画法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
 - 2) 幅員15m以上の道路は、特定道路である。
 - 3) 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m未満の道を建築基準法上の道路として指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
 - 4) 道路内に建築する公共用歩廊について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可する場合においては、建築審査会の同意を必要としない。
 - 5) 特定行政庁が、1年以内の期間を定めて建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。

解答

- 【55】 1) 法第42条第1項四号より、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものであるので、**正しい**。
- 2) 法第52条第9項より、**正しい**。
- 3) 法第43条第6項より、**正しい**。
- 4) 法第44条第1項第四号、第2項より、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならないので、**誤り**。
- 5) 法第85条第5項より、第3章の規定は適用しないので、**正しい**。

答 4

- 14-2 【56】 2階建、延べ面積 500 m²の次の建築物のうち、建築基準法上、特定行政庁の許可を受けずに**新築できる**ものはどれか。
- 1) 第一種低層住居専用地域内の老人福祉センター
 - 2) 第一種中高層住居専用地域内の旅館
 - 3) 第一種住居地域内のぱちんこ屋
 - 4) 近隣商業地域内の料理店
 - 5) 工業専用地域内の共同住宅

解答

- 【56】 1) 法第48条第1項、別表第2（い）項第九号にある政令で定める公益上必要な建築物が令第130条の4第1項第二号にある。老人福祉センターや児童厚生施設はこれにあたり、延べ面積が600 m²以内まで、**建築することができる**。
- 2) 法第48条第3項、別表第2（は）項の各号の建築することができるものの中に旅館は該当するものがないので、**新築することはできない**。
- 3) 法第48条第5項、別表第2（ほ）項の第二号に建築してはならないものとして「ぱちんこ屋」が該当するので、**新築することはできない**。
- 4) 法第48条第8項、別表第2（ち）項の第三号に建築してはならないものとして料理店が該当するので、**新築することはできない**。
- 5) 法第48条第12項、別表第2（を）項の第三号に建築してはならないものとして共同住宅が該当するので、**新築することはできない**。

答 1

- 17-2 【57】 建築基準法上、用途地域の種類と**関係なく定められている**ものは、次のうちどれか。
- 1) 建築物の高さの限度（絶対高さ）
 - 2) 建築物の各部分の高さの制限（斜線制限）
 - 3) 建築物の屋根を造り又はふく材料の制限
 - 4) 学校の建築の制限
 - 5) 工作物への準用における自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積

解答

- 【57】
- 1) 法第55条より、**関係あり**。
 - 2) 法第56条より、**関係あり**。
 - 3) 法第22条より、用途地域の種類とは**関係なく定められている**。
 - 4) 法第27条、法別表第2より、**関係あり**。
 - 5) 法第88条、令第138条第3項第二号より、**関係あり**。

答 3

- 17-1 【58】 次の建築物のうち、建築基準法上、原則として、**建築してはならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。
- 1) 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積 2,500 m²の5階建の税務署」
 - 2) 第二種中高層住居専用地域内の「延べ面積 1,500 m²の2階建の事務所」
 - 3) 第一種住居地域内の「延べ面積 3,000 m²の3階建の自動車教習所」
 - 4) 近隣商業地域内の「客席の部分の床面積の合計が 190 m²の平家建の映画館」
 - 5) 工業地域内の「延べ面積 300 m²の2階建の診療所」

解答

- 【58】
- 1) 法第48条第3項、法別表第2(は)項第七号、令第130条の5の4第一号より、建築することができる公益上必要な建築物であるが、5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除くとある。**建築してはならない。**
 - 2) 法第48条第4項、法別表第2(に)項第八号より、1,500 m²を超えていないので、**建築できる。**
 - 3) 法第48条第5項、法別表第2(ほ)項第四号より、3,000 m²を超えていないので、**建築できる。**
 - 4) 法第48条第8項、法別表第2(ち)項第二号より、200 m²以上でないので、**建築できる。**
 - 5) 法第48条第11項、法別表第2(る)項より、**建築できる。**

答 1

- 14-1 【59】 次の建築物のうち、建築基準法上、原則として、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。
- 1) 第一種中高層住居専用地域内の「延べ面積 1,500 m²の5階建の保健所」
 - 2) 準住居地域内の「作業場の床面積の合計が 100 m²で原動機を使用する2階建の自動車修理工場」
 - 3) 第二種住居地域内の「延べ面積 400 m²の2階建のマージャン屋」
 - 4) 第一種住居地域内の「延べ面積 3,000 m²の平家建の教習所」
 - 5) 商業地域内の「1万個の工業雷管の貯蔵に供する平家建の倉庫」

解 答

- 【59】
- 1) 法第48条第3項、法別表第2(は)項第七号、令第130条の5の4第一号より、建築することができる公益上必要な建築物であるが、5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除くとある。**建築してはならない。**
 - 2) 法第48条第7項、別表第2(と)項第二号より、床面積の合計が150m²を超えない自動車修理工場は、建築することができない項目から除外されているので、**建築できる。**
 - 3) 法第48条第6項、別表第2(へ)項各号に該当しないので、**建築できる。**
 - 4) 法第48条第5項、別表第2(ほ)項第四号、(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超えるものに該当しないので、**建築できる。**
 - 5) 法第48条第9項、別表第2(り)項第四号、令第130条の9第1項表(1)の数量を超えないことから、**建築できる。**

答 1

- 13-1 【60】 次の建築物のうち、建築基準法上、原則として **新築してはならない** のものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。
- 1) 準工業地域内の「延べ面積 3,000 m²の2階建の老人ホーム」
 - 2) 第一種住居地域内の「延べ面積 3,000 m²の3階建の物品販売業を営む店舗」
 - 3) 第一種低層住居専用地域内の「延べ面積 500 m²の2階建の寄宿舍」
 - 4) 第一種中高層住居専用地域内の「床面積の合計が 300 m² 2階建の自動車車庫」
 - 5) 工業地域内の「客席の部分の床面積の合計が 200 m²の平家建の映画館」

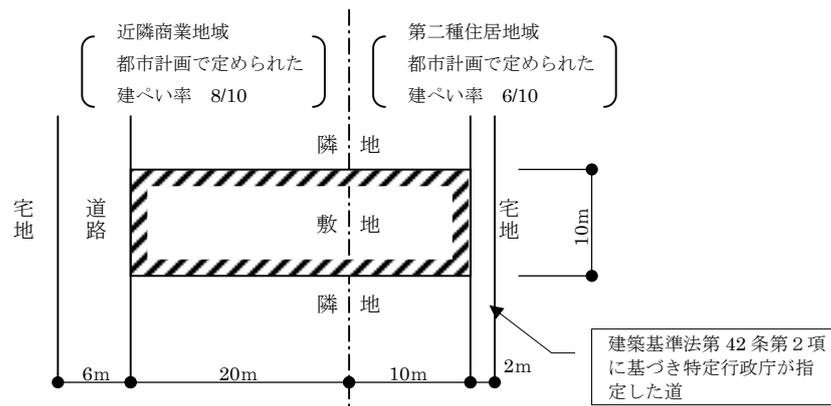
解答

- 【60】
- 1) 法第48条第10項、別表第2（ぬ）項各号に該当しないので、**建築できる**。
 - 2) 法第48条第5項、別表第2（ほ）項第四号、（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるものに該当しないので、**建築できる**。
 - 3) 法第48条第1項、別表第2（い）項第三号に該当するので、**建築できる**。
 - 4) 法第48条第3項、別表第2（は）項第六号に該当するので、**建築できる**。
 - 5) 法第48条第11項、別表第2（る）項第四号に該当するので、**建築してはならない**。

答 5

16-2 【61】 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる事務所の**建築面積の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

- 1) 174 m²
- 2) 180 m²
- 3) 214 m²
- 4) 232 m²
- 5) 240 m²



解答

【61】 法第53条第2項より、地域又は区域の2以上にわたる場合、各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

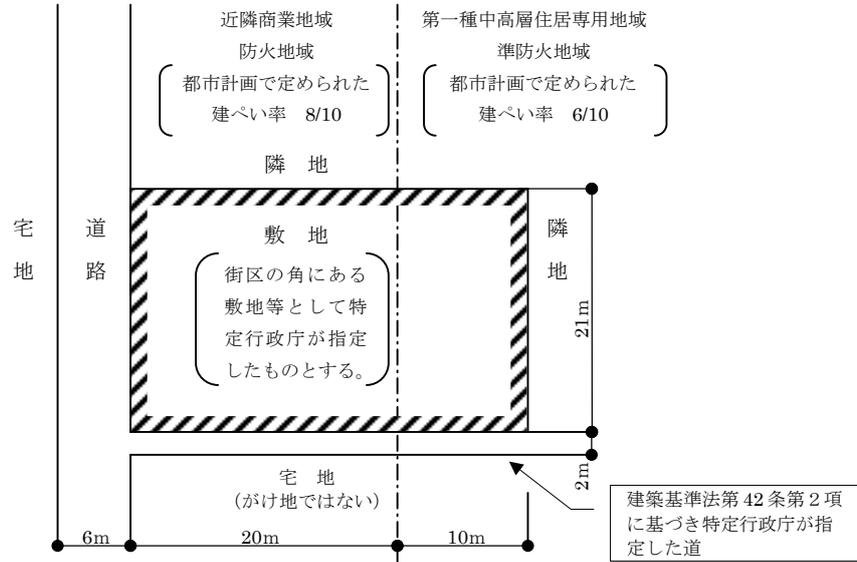
令第2条第1項第一号、法第42条第2項より、幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、原則として、中心線からの水平距離2mの線をその道路境界線とし、敷地面積に算入しない。

よって、近隣商業地域 $8/10 \times 10 \times 20 = 160 \text{ (m}^2\text{)}$
 第二種住居地域 $6/10 \times 10 \times (10 - 1) = 54 \text{ (m}^2\text{)}$
 建築面積の最高限度 $160 + 54 = 214 \text{ (m}^2\text{)}$

答 3

15-1 【62】 図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる**建築面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

- 1) 588 m²
- 2) 567 m²
- 3) 560 m²
- 4) 540 m²
- 5) 520 m²



解答

【62】 法第53条第2項より、地域又は区域の2以上にわたる場合、各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

令第2条第1項第一号、法第42条第2項より、幅員4m未滿の道で、特定行政庁の指定したものは、原則として、中心線からの水平距離2mの線をその道路境界線とし、敷地面積に算入しない。

法第53条第5項第一号より、建ぺい率の限度が8/10とされている区域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率の制限を適用されない。

よって、近隣商業地域の建ぺい率 10/10

$$20 \times (21 - 1) \times 10/10 = 400 \text{ (m}^2\text{)}$$

法第53条第3項第一号、第二号より、建ぺい率の限度が8/10とされている区域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物と、街区の角にある敷地で、特定行政庁が指定するものは、2/10を加えたものをもって定める数値とする。

よって、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率

$$6/10 + 2/10 = 8/10$$

$$10 \times (21 - 1) \times 8/10 = 160 \text{ (m}^2\text{)}$$

したがって、建築面積の最高限度 400 + 160 = 560 (m²)

答 3

- 17-2 【63】 都市計画区域内における建築物の延べ面積（容積率の算定の基礎となるもの）、容積率及び建ぺい率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。ただし、特定行政庁の指定等はないものとする。
- 1) 用途地域の指定のない区域内の耐火建築物は、原則として、建ぺい率の制限を受けない。
 - 2) 敷地に接する道路の幅員によって、原則として、建築物の建ぺい率の制限が異なる。
 - 3) 建築物の自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積は、原則として、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の1/5を限度として、延べ面積には算入しない。
 - 4) 階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下の場合においては、その部分の床面積は、原則として、延べ面積には算入しない。
 - 5) 建築物の敷地が容積率の制限の異なる区域にわたる場合においては、当該敷地の全部について、敷地過半の属する区域の容積率の制限を適用する。

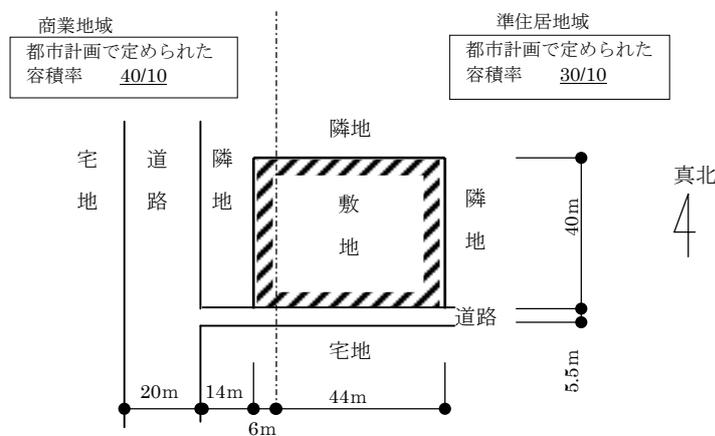
解答

- 【63】
- 1) 法第53条第1項第六号、第5項より、**誤り**。
 - 2) 法第53条より、前面道路による規定はないので、**誤り**。
 - 3) 令第2条第1項第四号、第3項より、**正しい**。
 - 4) 令第2条第1項第六号ロ（建築物の高さ）においては緩和規定があるが、延べ面積の緩和規定ではないので、**誤り**。
 - 5) 法第52条第7項より、地区又は区域の2以上にわたる場合、各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならないので、**誤り**。

答 3

13-1 【64】 下図のような、敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の**延べ面積の最大**のものは、次のうちどれか。ただし、建築物には、住宅及び自動車車庫等の用途に供する部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

- 1) 6,240 m²
- 2) 6,072 m²
- 3) 4,832 m²
- 4) 4,664 m²
- 5) 4,400 m²



解答

【64】

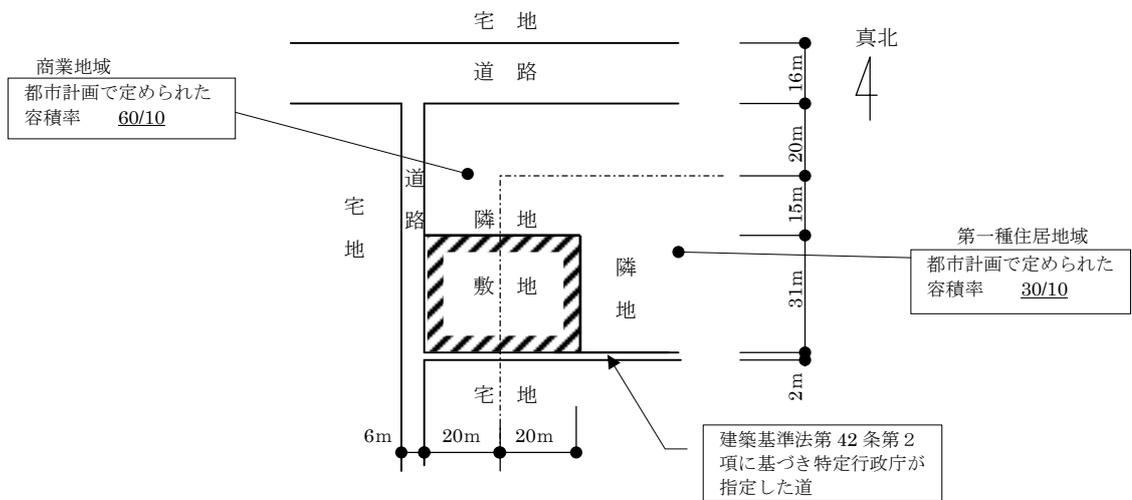
- ・法第52条第7項より、敷地が制限の異なる2種類の区域またがっているため、敷地全体としての容積率は、加重平均となる。
- ・法第52条第9項より、前面道路（5.5m）の幅員が6m未満なので、特定道路（幅員15m以上の道路）からの距離による緩和はない。
- ・法第52条第2項より、前面道路の幅員が12m未満なので、道路幅員による制限値〔商業地域 → 前面道路幅員（5.5m）×0.6=33/10、準住居地域→前面道路幅員（5.5m）×0.4=22/10〕と都市計画で定められた値とのうち、小さい値による。
- ・商業地域内の制限値 : 33/10 (<40/10)
- ・準住居地域内の制限値 : 22/10 (<30/10)

$$240 \times 3.3 + 1,760 \times 2.2 = 4,664 \text{ (m}^2\text{)}$$

答 4

14-1 【65】 下図のような、敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の**延べ面積の最大**のものは、次のうちどれか。ただし、建築物には、住宅及び自動車車庫等の用途に供する部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

- 1) 3,960 m²
- 2) 4,092 m²
- 3) 5,040 m²
- 4) 5,208 m²
- 5) 5,400 m²



解答

【65】

- ① 特定道路からの距離が70m以内で、前面道路幅員が6m以上12m未満であること。
 - ② 敷地が法第42条第2項の道路に接していること。
 - ③ 敷地が2つの容積率制限値が異なる区域内にまたがっていること。
- まず、①は、法第52条第9項及び令第135条の17より、道路幅員の割増がある。

$$\frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70} \quad \text{単位：m}$$

W_a ：法第52条第8項の政令で定める数値

W_r ：敷地の接する前面道路の幅員（6m以上12m未満の場合に限る）

L ：特定道路から、敷地の接する道路の部分の最も近いところまでの距離

$$W_r = 6, L = 35, W_a = (12 - 6) \times (70 - 35) / 70 = 3$$

前面道路の幅員は、6+3=9m とみなされる。

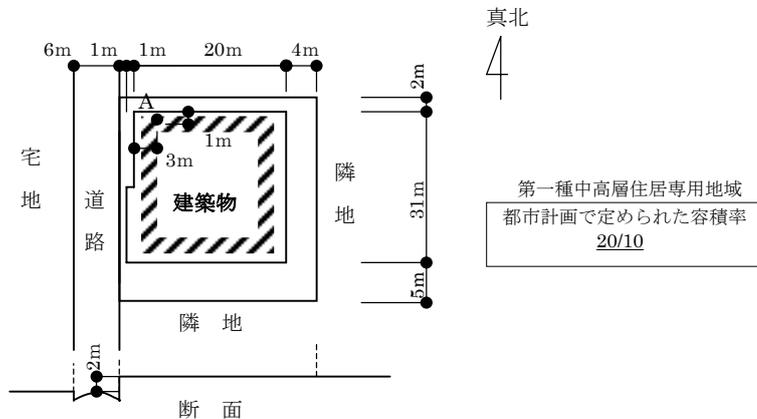
- ②については、令第2条第1項第一号より、商業地域部分、第一種住居地域内の敷地は、道路の中心線から2m以内が道路とみなされ、敷地面積から除外される。
- ③については、法第52条第7項より、各区域内に建築できる延べ面積を計算して合計すればよい。
 - ・商業地域内は、道路幅員に、6/10 をかけた値、9×0.6（540%）と600%のうち小さい値（540%）が制限値となる。
 - ・第一種住居地域内は、道路幅員に4/10 をかけた値9×0.4（360%）と300%のうち小さい値（300%）が制限値となる。

$$20 \times (31 - 1) \times 5.4 + 20 \times (31 - 1) \times 3 = 5,040 \text{ (m}^2\text{)}$$

答 3

14-1 【66】 下図のような、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で隣地との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限は考慮しないものとする。なお、建築物はすべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

- 1) 12.25m
- 2) 13.00m
- 3) 13.50m
- 4) 13.75m
- 5) 14.25m



解答

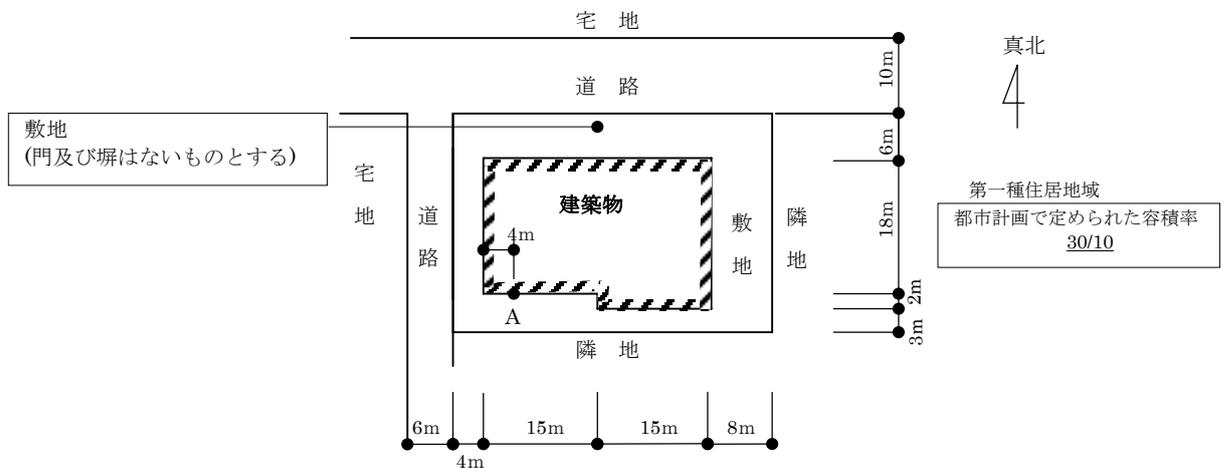
【66】

- ・敷地の地盤面が、前面道路の路面の中心から1m以上高いことに注意する。
 - ・法第56条第2項より、 $(1+6+5) \times 1.25 = 15$ (m)
 令第2条第1項第六号イより、この高さは、前面道路の路面の中心からの高さが原則であるが、令第135条の2第1項より、敷地の地盤面が、それより2m高いので、道路は「2mから1mを減じたものの1/2、つまり、0.5m」だけ高い位置にあるとみなされる。
 即ち、計算上、道路の敷地地盤面とは、1.5mの高低差があることになる。
 道路面から1.5mということは、敷地地盤面から13.5mの高さが限界となる。
 - ・法第56条第1項第二号より、隣地斜線制限による限度は、
 $(2+3) \times 1.25 + 20 = 26.25$ (m)となる。
 - ・法第56条第1項第三号より、北側斜線制限による限度は、
 $3 \times 1.25 + 10 = 13.75$ (m)であり
- よって、この中で最も低い値 13.5 (m) となる。

答 3

13-1 【67】 下図のような、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で隣地との高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

- 1) 30.00m
- 2) 27.50m
- 3) 26.25m
- 4) 22.50m
- 5) 17.50m



解答

【67】

・法56条第2項より、道路斜線制限については、前面道路から後退しているため、道路の反対側の境界線は、その後退距離だけ外側の線となる。

また、前面道路が2つあるので、法第56条第6項により、令第132条が関連し、A点の場合は、幅員6mの道路の中心線から10mを超える

「 $(6/2 + 4 + 4) = 11 > 10$ 」ので、その幅員は10mとみなされる。なお、A点は、指定容積率(30/10)法別表第3のなかの第1項より、適用距離(25m)以内「 $4 + 10 + 4 + 4 = 22$ 」であるから、斜線制限がかかる。前面道路の幅員が12m未満(10mとみなされた道路)であるから、法第56条第3項の適用はなく、斜線勾配値は1.25である。

$$(4 + 10 + 4 + 4) \times 1.25 = 27.5 \text{ (m)}$$

・法56条第1項第二号より、隣地斜線制限については、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されているため、高さが20mを超える部分の南側隣地境界線からの距離を3mとして、

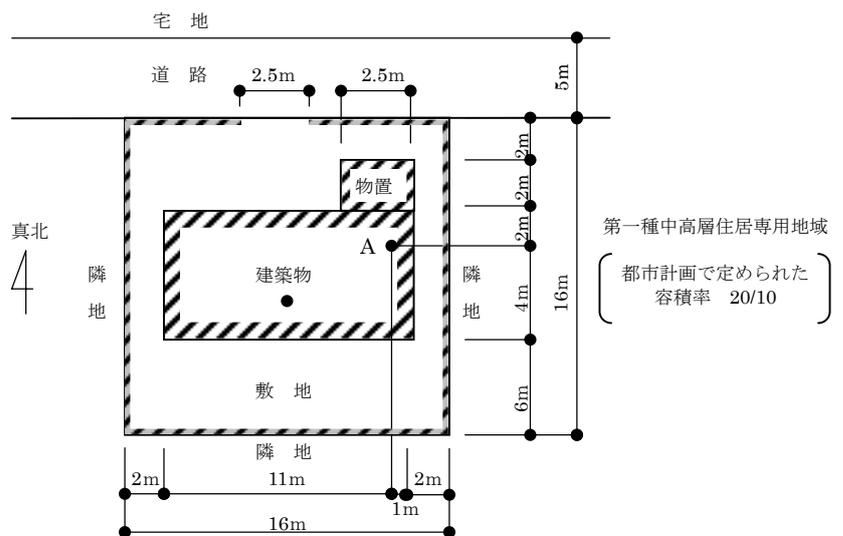
$$20 + (3 + 3 + 2) \times 1.25 = 30 \text{ (m)}$$

すなわち、道路斜線制限によって高さが決まる。 27.5 (m)

答 2

- 17-2 【68】 図のような敷地（補強コンクリートブロック造、高さ 1.5mで、透かしのない塀が、出入口を除き、周囲にある。）において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び建築基準法第56条第7項の規定（天空率）は考慮しないものとする。なお、建築物は、物置（軒の高さ 2.3m）を除き、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

- 1) 13.75m
- 2) 16.25m
- 3) 16.50m
- 4) 18.75m
- 5) 19.50m



解答

【68】

・道路斜線制限：

法第52条第2項より、前面道路の幅員が12m未満である建築物は、都市計画による容積率若しくは、前面道路による容積率のいずれか小さいほうの容積率以下でなければならない。

前面道路による容積率 $5 \times 4 / 10 = 20 / 10$

都市計画による容積率 $20 / 10$

よって、この敷地の容積率は $20 / 10$

法第56条第1項第一号、法別表第3より、

道路斜線制限による適用距離 20m 数値 1.25

法第56条第2項、令第130条の12第1項第三号より、建築物の後退距離は当該建築物の部分が、門又は塀の高さが1.2mを超えるものにあつては、当該1.2mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限り除かれるので、この場合には後退距離はないとみなされる。

よって、前面道路の反対側の境界線からの距離は、

$5 + 2 + 2 + 2 = 11 \text{ (m)} \leq 20 \text{ (m)}$ 適用範囲内

$11 \text{ (m)} \times 1.25 = 13.75 \text{ (m)}$

・隣地斜線制限：

法第56条第1項第二号より、制限がかかるのは20m以上である。

したがって、建築物の高さの最高限度は道路斜線制限による 13.75 (m)

答 1

13-2 【69】 建築物の高さの制限又は日影規制に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 道路斜線制限において、前面道路の反対側に公園がある場合は、当該前面道路の反対側の境界線は、当該公園の反対側の境界線にあるものとみなす。
- 2) 近隣商業地域内において、高さが31m以下の建築物については、隣地斜線制限は適用されない。
- 3) 北側斜線制限において、敷地の北側に接して水面がある場合の隣地境界線は、当該水面の反対側の境界線にあるものとみなす。
- 4) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合は、これらの建築物を1の建築物とみなして日影規制を適用する。
- 5) 日影規制の対象区域外にある高さが10mを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、日影規制の適用を受ける。

解 答

- 【69】 1) 法第56条第6項にある緩和の措置が、令第134条第1項にあり、公園、広場、水面その他これに類するものの反対側の境界線にあるものとみなす。**正しい。**
- 2) 法第56条第1項第2号より、31mを超える部分を有するものに隣地斜線制限が適用される。**正しい。**
- 3) 法第56条第6項、令第135条の4第1項第一号より、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合、その反対側の境界線は、幅の1/2だけ外側にあるものとみなすとあり、**誤り。**
- 4) 法第56条の2第2項より、敷地に2以上の建築物がある場合は、これらの建築物を一の建築物とみなして、同条第1項の日影規制を適用する。**正しい。**
- 5) 法第56条の2第4項より、当該対象区域内にある建築物とみなして、同条第1項の日影規制を適用する。**正しい。**

答 3

- 14-2 【70】 次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。
- 1) 日影規制を適用するか否かの建築物の高さの算定は、地盤面からの高さではなく、平均地盤面からの高さによる。
 - 2) 第二種中高層住居専用地域のうち、日影規制の対象区域においては、北側斜線制限は適用されない。
 - 3) 建築物の敷地の平均地盤面が隣地より1 m以上高い場合においては、当該平均地盤面は、当該高低差から1 mを減じたものの1/2だけ低い位置にあるものとみなして日影規制を適用する。
 - 4) 日影規制の対象区域及び日影時間は、都市計画で定める。
 - 5) 建築物の敷地が道路に接する場合、原則として当該道路の反対側の道路境界線を敷地境界線とみなして、日影規制を適用する。

解答

- 【70】
- 1) 法第56条の2第1項、別表第4より、制限を受ける建築物は同表(ろ)欄に該当するか否かによるものである。したがって建築物の高さは地盤面から測定したものとし、それを同表(い)欄の用途地域別にみて(は)欄の平均地盤面の高さの水平面と(に)欄に反映させていくので、**誤り**。
 - 2) 法第56条第1項第三号かっこ書きより、北側斜線制限は適用されない。**正しい**。
 - 3) 令第135条の12第1項第二号より、この場合は地盤面が高い位置ではなく、1 m以上低い場合のものなので、**誤り**。
 - 4) 法第56条の2第1項より、地方公共団体の条例で指定するので、**誤り**。
 - 5) 法第56条の2第3項、令第135条の12第1項第一号より、当該道路に接する敷地境界線は、当該道路の幅員の1/2だけ外側にあるとみなすので、**誤り**。

答 2

- 17-2 【71】 中高層建築物の日影規制に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。
- 1) 第一種中高層住居専用地域内にある高さが10mを超える建築物は、全国どの区域内においても、冬至の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、地方公共団体が条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。
 - 2) 日影による中高層の建築物の制限における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
 - 3) 第二種低層住居専用地域内においては、原則として、軒の高さが7mを超える建築物又は地階を含む階数が3以上の建築物について、日影規制を適用する。
 - 4) 建築物の敷地が幅10mを超える道路に接する場合には、当該道路に接する敷地境界線は、当該道路の幅の1/2だけ外側にあるものとみなす。
 - 5) 用途地域の指定のない区域内においては、日影規制は適用しない。

解 答

- 【71】
- 1) 法第56条の2第1項より、対象区域内において日影による制限が適用されるので、**誤り**。
 - 2) 法別表第4より、表最下欄に、「平均地盤面の高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さをいうものとする。」とあるので、**正しい**。
 - 3) 法第56条の2、別表第4第1項(ろ)欄より、地階を除く階数が3以上の建築物が日影による制限を受けるので、**誤り**。
 - 4) 法第56条の2第3項、令第135条の12第1項第一号より、幅10mを超えるときは、当該道路の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなすので、**誤り**。
 - 5) 法第56条の2、別表第4第4項より、用途地域の指定のない区域内においても日影規制を適用するので、**誤り**。

答 2

- 14-2 【72】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、地階はないものとする。
- 1) 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
 - 2) 防火地域内の2階建、延べ面積120㎡の事務所は、耐火建築物としなければならない。
 - 3) 準防火地域内の3階建、延べ面積200㎡の飲食店は、耐火建築物としなければならない。
 - 4) 準防火地域内の2階建、延べ面積400㎡のマーケットは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
 - 5) 準防火地域内の木造住宅で、2階建、延べ面積200㎡の倉庫は、その外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

解答

- 【72】
- 1) 法第66条より、防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔、その他これらに類する工作物についての規定により、**正しい**。
 - 2) 法第61条より、階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超えるものは、耐火建築物としなければならない。**正しい**。
 - 3) 法第27条第1項第一号より、別表第1(い)欄第(4)項の政令で定める特殊建築物は令第115条の3第三号の飲食店で、3階以上のため、耐火建築物としなければならない。**正しい**。
 - 4) 法第27条第2項、第62条第1項、別表第1のいずれの規定にも該当しないので、**誤り**。
 - 5) 法第62条第2項より、準防火地域内の木造建築物等はその外壁及び軒裏で延焼のあるおそれのある部分を防火構造としなければならない。**正しい**。

答 4

- 15-2 【73】 次の建築物のうち、建築基準法上、**耐火建築物又は準耐火建築物のいずれともしなくてもよい**ものはどれか。ただし、地階はないものとする。
- 1) 防火地域内の平家建、延べ面積 60 m²の事務所
 - 2) 防火地域内の平家建、延べ面積 100 m²の住宅
 - 3) 準防火地域内の2階建、延べ面積 400 m²の倉庫
 - 4) 準防火地域内の2階建、延べ面積 600 m²の事務所
 - 5) 準防火地域内の3階建、延べ面積 300 m²の寄宿舍

解答

- 【73】
- 1) 法第61条より、階数が3以上又は延べ面積が 100 m²を超える場合は耐火建築物としなければならず、それ以外は、ただし書きに該当するものを除き**耐火建築物または準耐火建築物としなければならない**。
 - 2) 法第61条より、**耐火建築物または準耐火建築物としなければならない**。
 - 3) 法第27条に該当しない。(法別表第1(は)欄により、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限る)また、法第62条第1項より、延べ面積が500 m²を超えていないので**耐火建築物又は準耐火建築物のいずれともしなくてもよい**。
 - 4) 法第62条第1項より、延べ面積が500 m²を超え、1,500 m²以下なので、**耐火建築物または準耐火建築物としなければならない**。
 - 5) 法第27条第1項より、**耐火建築物又は、ただし書きにより、3階を寄宿舍の用途に供するもので防火地域以外の場合、令115条の2の2による準耐火建築物としなければならない**。

答 3

- 14-1 【74】 地区計画又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 市町村は、地区計画の区域内において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項で当該地区計画の内容として定められたものを、条例でこれらに関する制限として定めることができる。
 - 2) 地区計画の区域内において条例で定める建築物の用途の制限は、良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。
 - 3) 建築協定書は、建築協定区域内の土地の所有者等の全員の合意により定められた場合においては、関係人の縦覧に供する必要はない。
 - 4) 建築協定書には、協定違反があった場合の措置を定めなければならない。
 - 5) 認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、建築協定区域内の土地の所有者等（当該建築物協定の効力が及ばないものを除く）の過半数の合意が必要である。

解答

- 【74】 1) 法第68条の2第1項より、**正しい**。
- 2) 法第68条の2第2項及び令第136条の2の5第1項第一号イより、**正しい**。
- 3) 法第71条により、関係人の縦覧に供する必要があり、**誤り**。
- 4) 法第70条第1項より、**正しい**。
- 5) 法第76条第1項より、**正しい**。

答 3

- 17-2 【75】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認をする場合においては、原則として、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。）又は消防署長の同意を得なければ、当該確認をすることができない。
 - 2) 建築工事等を行う場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線からの水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが7m以上にあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。
 - 3) 屋根及び外壁が帆布で造られ、間仕切壁を有しない、平屋建、床面積500㎡のスポーツ練習場には、「簡易な構造の建築物に対する制限の緩和」の規定が適用される。
 - 4) 高さ2mの擁壁には、建築基準法第20条の規定が準用される。
 - 5) 非常災害が発生した区域で特定行政庁が指定するもの（防火地域以外の区域とする。）の内において、被災者が自ら使用するために建築する延べ面積30㎡以内の応急仮設建築物で、その災害が発生した日から1月以内に工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。

解答

- 【75】
- 1) 法第6条第1項、令第9条第1項第1号、消防法第7条より、建築許可等についての消防長又は消防署長の同意を得なければならないので、**正しい**。
 - 2) 法第90条第2項、令第136条の5第2項より、**正しい**。
 - 3) 法第84条の2、令第136条の9第1項第一号、第二号より、**正しい**。
 - 4) 法第88条第1項、令第138条第1項第五号より、高さが2mを超える擁壁には準用されるので、**誤り**。
 - 5) 法第85条第1項第二号より、**正しい**。

答 4

- 17-1 【76】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
 - 2) 建築士事務所の開設者と当該建築士事務所を管理する建築士が異なる場合においては、当該建築士は、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
 - 3) 一級建築士は、二級建築士が設計した延べ面積 200 m²、高さ 9m、鉄筋コンクリート造、地上2階建の住宅の設計図書の一部を変更しようとする場合、原則として、当該二級建築士の承諾を求めずに、その設計図書の一部を変更することができる。
 - 4) 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする建築主（建築主になろうとする者を含む。）の求めに応じ、閲覧させなければならない。
 - 5) 建築士事務所の開設者は、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、「設計又は工事監理の種類及びその内容」、「設計又は工事監理の実施の期間及び方法」、「報酬の額及び支払の時期」、「契約の解除に関する事項」等の事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。

解答

- 【76】
- 1) 土法第23条第1項、土法第23条の2より、**正しい**。
使用する者の資格でよい。
 - 2) 土法第24条第2項より、**正しい**。
 - 3) 土法第19条の規定により、**誤り**。
理由がある場合を除いて承諾を求めなければならない。
 - 4) 土法第24条の4より、**正しい**。
 - 5) 土法第24条の5第1項第一号～四号より、**正しい**。

答 3

- 17-2 【77】 建築士の業務に関する次の記述のうち、建築士法上、**正しい**ものはどれか。
- 1) 建築士は、建築物の工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、建築主事又は指定確認検査機関に報告しなければならない。
 - 2) 建築士は、大規模の建築物の建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書にその旨を明らかにしなければならない。
 - 3) 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書について、いかなる場合も、変更することはできない。
 - 4) 二級建築士は、鉄筋コンクリート造3階建、延べ面積350㎡、高さ12m、軒の高さ9mの物品販売業を営む店舗の新築に係る設計をすることができる。
 - 5) 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築工事の指導監督の業務を行うことができる。

解答

- 【77】
- 1) 土法第18条第4項より、**誤り**。
 - 2) 土法第20条第4項より、**誤り**。
 - 3) 土法第19条ただし書きにより、**誤り**。
 - 4) 土法第3条第1項第3号に該当しているので一級建築士でなければ設計できないので、**誤り**。
 - 5) 土法第21条より、**正しい**。(建築士は、設計・監理のほか指導監督の業務を行うことができる)。

答 5

- 15-2 【78】 次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部の変更について、当該建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、変更することができる。
 - 2) 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、建築に関する法令に基づく手続きの代理等の業務を行うことができる。
 - 3) 二級建築士は、鉄骨造3階建、延べ面積400㎡、高さ10mの共同住宅の設計をすることができる。
 - 4) 建築士事務所の開設者は、建築主から工事管理の委託を受けたときは、工事監理の種類及びその内容等の事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。
 - 5) 建築士事務所の開設者は、その業務に関する所定の図書を、作成した日から5年間保存しなければならない。

解答

- 【78】
- 1) 士法第19条より、他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、その建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求められないとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において変更することができるので、**正しい**。
 - 2) 士法第21条より、設計及び工事監理以外の業務においては、一級・二級の別なく行うことができるので、**正しい**。
 - 3) 士法第3条第1項第三号より、鉄骨造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡を超えるものは、一級建築士でなければ設計又は工事監理をすることはできないので、**誤り**。
 - 4) 士法第24条の5第1項第一号より、**正しい**。
 - 5) 士法第24条の2第2項、同(則)第21条第4項カッコ書きより、図書の保存期間は、作成した日から5年間であるので、**正しい**。

答 3

- 11-1 【79】 次の記述のうち、建設業法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞かなければならない。
 - 2) 中央建設工事紛争審査会は、当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときの紛争処理について管轄する。
 - 3) 国又は地方公共団体が注文者である建築一式工事で当該工事1件の請負代金の金額が2,500万円のものについては、専任の主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に置かなければならない。
 - 4) 注文者は、請負人に対して、あらかじめ下請負人の選定について書面による承諾を与えた場合を除き、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人の変更を請求することができる。
 - 5) 建築一式工事の請負契約の締結の際の書面には、当該建築物の設計者の氏名を記載する必要はない。

解答

- 【79】
- 1) 業法第24条の2より、**正しい**。
 - 2) 業法第25条の9第1項第一号より、**正しい**。
 - 3) 業法第26条第3項及び同(令)第27条第1項第一号より、国又は地方公共団体が注文者である建築一式工事の場合は、5,000万円以上となるので、**誤り**。
 - 4) 業法第23条第1項より、**正しい**。
 - 5) 業法第19条第1項より、**正しい**。

答 3

15-1 【80】 次の記述のうち、建設業法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 建設工事の請負契約の当事者は、書面による契約の締結に際して、工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定めを記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 2) 国及び地方公共団体以外の発注者から、請負代金の額が5,000万円の倉庫の建築一式工事を請け負った一般建設業の許可を受けた建設業者は、その建設工事を施工するときは、当該工事現場に専任の主任技術者を置かなければならない。
- 3) 建設工事紛争審査会については、国土交通省に中央建設工事紛争審査会、都道府県に都道府県建設工事紛争審査会、政令で指定する人口25万人以上の市に政令指定市建設工事紛争審査会をそれぞれ置くこととされている。
- 4) 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者の主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
- 5) 建設業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

解答

- 【80】
- 1) 業法第19条及び業法第19条第1項第八号より、**正しい**。
 - 2) 業法第26条第3項、同(令)第27条より、**正しい**。
 - 3) 業法第25条第3項の規定により、**誤り**。
「政令指定市建設工事紛争審査会」はない。
 - 4) 業法第28条及び業法第28条第1項第五号より、**正しい**。
 - 5) 業法第3条第3項より、**正しい**。

答 3

16-1 【81】 次の記述のうち、建設業法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が 4,500 万円の下請契約を締結したときは、当該許可を受けた建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
- 2) 建設工事の請負契約の当事者は、書面による契約の締結に際して、注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定めを記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3) 元請負人は、その請け負った建設工事を、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括して他人に請け負わせることができる。
- 4) 建設業者は、注文者から請負代金の額が 2,500 万円の集会場の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてもよい。
- 5) 建設工事の注文者から報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する委託契約は、建設業法の規定を適用しない。

解答

- 【81】
- 1) 業法第 3 条第 1 項第二号、業法第 28 条第 1 項第七号及び同（令）第 2 条より、**正しい**。
 - 2) 業法第 19 条第 1 項第九号より、**正しい**。
 - 3) 業法第 22 条第 3 項より、**正しい**。
 - 4) 業法第 26 条第 3 項及び同（令）第 27 条第 1 項より、建築一式工事である場合においては、工事 1 件の請負代金の額が 5,000 万円以上のものとするので、**正しい**。
 - 5) 業法第 24 条より、いずれの名義を問わず業法の適用を受けるので、**誤り**。

答 5

12-2 【82】 都市計画施設の区域内における次の行為のうち、都市計画法上、都道府県知事の**許可を受ける必要がない**ものはどれか。

- 1) 木造地上3階建の建築物の改築
- 2) 木造地上2階建の建築物の新築
- 3) 木造地上2階建の建築物の移転
- 4) 木造地上1階地下1階建の建築物の改築
- 5) 木造地上1階地下1階建の建築物の移転

解答

【82】 都市計画法第53条第1項及び同(令)第37条より、都市計画施設の区域内における建築等の行為は、原則として、都道府県知事の許可が必要であるが、同(令)第37条に定める軽易な行為は許可を要しない。その要件は、「階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転」である。

答 3

- 10-2 【83】 都市計画法上の区域、地域又は地区に**該当しない**ものは、次のうちどれか。
- 1) 災害危険区域
 - 2) 市街地再開発促進区域
 - 3) 準防火地域
 - 4) 高度利用地区
 - 5) 高層住居誘導地区

解答

- 【83】 1) 建築基準法第39条第1項より、地方公共団体が条例で指定するので、都市計画法とは関係ないので、**該当しない**。
- 2) 都市計画法第10条の2第1項第一号より、**該当する**。
- 3) 都市計画法第8条第1項第五号より、**該当する**。
- 4) 都市計画法第8条第1項第三号より、**該当する**。
- 5) 都市計画法第8条第1項第二の四号より、**該当する**。

答 1

- 17-1 【84】 次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 開発区域の面積が 20ha の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設を設置義務者と協議しなければならない。
 - 2) 市街化調整区域において、農業用の温室の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
 - 3) 市街化区域内において、各種学校の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が 1,500 m²のものについては、開発許可を受けなければならない。
 - 4) 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が完了したときは、その旨を都道府県知事に届出を行うことにより、原則として、当該開発区域内の土地において、直ちに建築物を建築することができる。
 - 5) 都市計画域内において、建築物の増築で当該増築に係る床面積の合計が 10 m²であるものの用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。

解 答

- 【84】
- 1) 都市計画法第 32 条第 2 項及び同（令）第 23 条第一号より、**正しい**。
 - 2) 都市計画法第 29 条第 1 項第二号及び同（令）第 20 条第一号より、**正しい**。
 - 3) 都市計画法第 29 条第 1 項第三号より、**正しい**。
各種学校は免除されない。
 - 4) 都市計画法第 36 条、都市計画法第 37 条の規定により、**誤り**。
原則として、都市計画法第 36 条第 3 項による「公告」があるまでは建築することができない。
 - 5) 都市計画法第 29 条第 1 項第一二号及び同（令）第 22 条第三号より、**正しい**。

答 4

12-2 【85】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物に**該当する**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものとする。

- 1) 延べ面積 800 m²の2階建税務署
- 2) 延べ面積 800 m²の2階建美術館
- 3) 延べ面積 1,300 m²の3階建倉庫
- 4) 延べ面積 1,300 m²の3階建病院
- 5) 延べ面積 800 m²の4階建旅館

解答

【85】 耐震改修法第6条に「特定建築物」が規定されている。具体的な用途、規模は同法施行令第2条による。

- 1) 耐震改修法第6条第1項第一号、同（令）第2条より、延べ面積 1,000 m²以上、かつ、3階以上でないので、**該当しない**。
- 2) 耐震改修法第6条第1項第一号、同（令）第2条より、延べ面積 1,000 m²以上、かつ、3階以上でないので、**該当しない**。
- 3) 耐震改修法第6条第1項第一号、同（令）第2条より、用途が**該当しない**。
- 4) 耐震改修法第6条第1項第一号、同（令）第2条より、用途および規模（延べ面積 1,000 m²以上、かつ、3階以上。）が、**該当する**。
- 5) 耐震改修法第6条第1項第一号、同（令）第2条より、延べ面積が 1,000 m²以上でないので、**該当しない**。

答 4

- 17-1 【86】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する記述のうち、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 分譲の共同住宅は、その規模にかかわらず、特定建築物に該当しない。
 - 2) 所管行政庁は、特定建築物以外の建築物については、建築物の耐震改修の計画の認定をすることができない。
 - 3) 建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、所管行政庁が当該建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合には、原則として、当該建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を得なければならない。
 - 4) 床面積の合計が4,000㎡、地上4階建のホテルの耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法による確認済証の交付があったものとみなす。
 - 5) 所管行政庁は、床面積の合計が2,000㎡の特定建築物である展示場の所有者に対し、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

解答

- 【86】
- 1) 耐震改修法第6条かっこ書き、同（令）第2条第七号より、賃貸住宅は特定建築物だが、分譲住宅は特定建築物ではないので、**正しい**。
 - 2) 耐震改修法第8条第1項、第3項の規定により、**誤り**。耐震改修をしようとする者は認定を申請することができ、所管行政庁は申請に対し認定することができる。
 - 3) 耐震改修法第8条第5項、建築基準法第93条により、**正しい**。
 - 4) 耐震改修法第8条第8項より、**正しい**。
 - 5) 耐震改修法（令）第5条第1項第5号、第2項、耐震改修法第7条第1項より、**正しい**。

答 2

- 17-2 【87】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 認定事業者は、当該計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の完了の予定年月日を3月延長しようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
 - 2) 耐震改修の計画の認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
 - 3) 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない3階建、延べ面積1,100㎡の工場で同法第3条第2項の適用を受けているものは、特定建築物である。
 - 4) 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の指針を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
 - 5) 所管行政庁は、認定事業者に対し、認定建築物の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

解答

- 【87】
- 1) 耐震改修法第9条及び同（則）第7条より、**誤り**。
3月以内の変更は軽微な変更に該当するので、計画の変更の認定は必要がない。
 - 2) 耐震改修法第8条第4項より、**正しい**。
 - 3) 耐震改修法第6条、同（令）第2条第1項第十五号および第2項第三号より、**正しい**。
 - 4) 耐震改修法第7条第1項より、**正しい**。
 - 5) 耐震改修法第10条より、**正しい**。

答 1

13-1 【88】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 銀行の店舗は、原則として、特定建築物に該当する。
- 2) 特定建築物の建築等をしようとする者は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 3) 特定施設の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい百貨店で、国土交通大臣が定める所定の基準に適合するものについては、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法の所定の規定による「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）」の限度を超えるものとすることができる。
- 4) 特定建築物の建築等をしようとする者は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合は、その計画には、特定建築物の建築の事業の実施時期を記載しなければならない。
- 5) 特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法の規定による確認の申請書を提出して、適合通知を受けるよう申し出ることができる。

解 答

- 【88】
- 1) バリアフリー新法（令）第4条第十六号より、**正しい**。
 - 2) バリアフリー新法第17条第1項より、所管行政庁の認定を申請できると規定されており、**誤り**。
 - 3) バリアフリー新法第19条及び同（令）第24条より、**正しい**。
 - 4) バリアフリー新法第17条第2項第五号及び同（則）第9条より、**正しい**。
 - 5) バリアフリー新法第17条第4項より、**正しい**。

答 2

16-1 【89】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 既存の特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該昇降機については、建築基準法の一部の規定は適用しない。
- 2) 所管行政庁は、一定の規模以上の特別特定建築物について、建築物移動等の円滑化基準に違反している事実があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができる。
- 3) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画には、特定建築物の建築等の事業の実施時期を記載しなければならない。
- 4) 特定建築物の建築等をしようとする者が、特定建築物の建築等及び維持保全の「計画の認定」を申請しようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。
- 5) 特定施設の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい事務所で、国土交通大臣が定める所定の基準に適合するものについては、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法の所定の規定による容積率の限度を超えるものとするすることができる。

解答

- 【89】
- 1) バリアフリー新法第23条第1項より、**正しい**。
 - 2) バリアフリー新法第15条第3項より、**正しい**。
 - 3) バリアフリー新法第17条第2項第五号及び同（則）第9条より、**正しい**。
 - 4) バリアフリー新法第17条第4項より、計画認定の申請に併せて、確認申請を提出し、建築主事の通知（適合通知）を受けるよう申し出ることができるので、**誤り**。
 - 5) バリアフリー新法第24条及び建築基準法第52条第14項第一号より、**正しい**。

答 4

12-1 【90】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**

- 1) 保健所は、特別特定建築物に該当する。
- 2) 敷地内の通路は、建築物特定施設に該当する。
- 3) 所管行政庁は、特定建築物の建築等をしようとする者に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
- 4) 浴室は、建築物特定施設に該当しない。
- 5) 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

解 答

- 【90】
- 1) バリアフリー新法第2条第1項第十七号及び同(令)第5条第八号より、**正しい。**
 - 2) バリアフリー新法第2条第十八号より、**正しい。**
 - 3) バリアフリー新法第16条第3項より、**正しい。**
 - 4) バリアフリー新法第2条第十八号、同(令)第6条第1項第十号及び同(則)第3条より、**誤り。**
 - 5) バリアフリー新法第21条より、**正しい。**

答 4

14-2 【91】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 国土交通大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。
- 2) 登録住宅性能評価機関は、申請により住宅性能評価を行い、住宅性能評価書を交付することができる。
- 3) 住宅性能評価書には、国土交通省令で定める標章が付される。
- 4) 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、住宅紛争処理支援センターを指定することができる。
- 5) 新築住宅の売買契約において、瑕疵担保責任の期間は、引き渡した時から 20 年以内とすることができるが、その対象は、住宅のうち構造耐力上主要な部分に限られる。

解答

- 【91】
- 1) 品確法第3条第1項より、**正しい**。
 - 2) 品確法第5条第1項より、**正しい**。
 - 3) 品確法第5条第1項より、**正しい**。
 - 4) 品確法第82条第1項より、**正しい**。
 - 5) 品確法第94条第1項及び第97条より、瑕疵担保責任の期間は、契約によって注文者又は買主に引き渡したときから20年以内とすることができるが、瑕疵担保責任の対象となるのは、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として政令で定めるものについてであるので、**誤り**。

答 5

13-2 【92】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 住宅を新築する建設工事の請負契約において、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について担保の責任を負うが、特約によりその期間を短縮することができる。
- 2) 指定住宅紛争処理機関は、評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、住宅紛争処理の業務を行う。
- 3) 「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の住居の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)をいう。
- 4) 住宅の風圧等を支える屋根版は、構造耐力上主要な部分である。
- 5) 住宅の外壁の開口部に設ける戸は、雨水の侵入を防止する部分である。

解答

- 【92】
- 1) 品確法第94条及び第97条より、瑕疵担保責任期間の伸長等の特例はあるが、短縮の規定はない。尚、同法第94条第2項により、注文者に不利な特約は、無効であるので、**誤り**。
 - 2) 品確法第67条第1項より、**正しい**。
 - 3) 品確法第2条第2項より、**正しい**。
 - 4) 品確法(令)第5条第1項より、**正しい**。
 - 5) 品確法(令)第5条第2項第一号より、**正しい**。

答 1

15-1 【93】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 新築住宅の建設工事の完了後に当該新築住宅の売買契約を締結した売主は、設計住宅性能評価書の写しを売買契約書に添付した場合には、当該写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。
- 2) 特別評価方法認定とは、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法を認定することをいう。
- 3) 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うものとする。
- 4) 評価方法基準とは、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む）の方法の基準をいう。
- 5) 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の変更をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議決を経なければならない。

解答

- 【93】
- 1) 品確法第6条第3項より、「建設住宅性能評価書」を交付した場合において表示された性能を有する住宅を引き渡し渡したことを契約したものとみなす。「設計住宅性能評価書」ではないので、**誤り**。
 - 2) 品確法第58条第1項より、**正しい**。
 - 3) 品確法第67条第1項より、**正しい**。
 - 4) 品確法第3条第1項より、**正しい**。
 - 5) 品確法第3条第4項及び第6項より、**正しい**。

答 1

15-1 【94】 次に記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 延べ面積 1,500 m²の小売店舗の管理について権原を有する者は、防火管理者を定めなければならない。
- 2) 指定確認検査機関は、防火地域又は準防火地域の区域内における建築物の新築に係る確認を行う場合、当該建築物の工事施工地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ確認をすることができない。
- 3) 地階に設ける駐車場で、床面積が 1,000 m²以上のものには、原則として、排煙設備を設けなければならない。
- 4) 敷地面積 5,000 m²、延べ面積 10,000 m²、高さ 35mの耐火建築物である共同住宅には、消防用水を設置しなければならない。
- 5) 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合には、原則として、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修等の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

解答

- 【94】
- 1) 消防法第8条第1項、同(令)第1条の2第1項より、**正しい**。
 - 2) 消防法第7条第1項より、**正しい**。
 - 3) 消防法(令)第28条第1項第三号、同(令)別表第1第(13)項イより、**正しい**。
 - 4) 消防法(令)第27条第1項、同(令)別表第1第(5)項イより、消防用水の設置が必要な共同住宅は、①敷地面積が2万m²以上かつ、床面積が耐火建築物にあっては1万5,000m²以上の場合、②高さが31mを超え、かつ、その延べ面積が2万5,000m²以上の場合であるので、消防用水の設置の必要はないので、**誤り**。
 - 5) 消防法第5条第1項より、**正しい**。

答

4

14-1 【95】 次の記述のうち、消防法上、「特定防火対象物」に**該当しない**ものはどれか。

- 1) 博物館
- 2) 幼稚園
- 3) 百貨店
- 4) ホテル
- 5) 映画館

解答

- 【95】
- 1) 「博物館」は消防法（令）別表第1第（8）項に該当する防火対象物であり、消防法第17条、同法第17条の2の5第2項第四号、同（令）第34条の4第2項より、博物館は、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際に現存していた場合でも、当該規定の適用が除外されない特定防火対象物に**該当しない**。
 - 2) 「幼稚園」は消防法（令）別表第1第（6）項ハに該当する防火対象物であり、消防法第17条、同法第17条の2の5第2項第四号、同（令）第34条の4第2項より、幼稚園は、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際に現存していた場合でも、当該規定の適用が除外されない特定防火対象物に**該当する**。
 - 3) 「百貨店」は消防法（令）別表第1第（4）項に該当する防火対象物であり、消防法第17条、同法第17条の2の5第2項第四号、同（令）第34条の4第2項より、百貨店は、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際に現存していた場合でも、当該規定の適用が除外されない特定防火対象物に**該当する**。
 - 4) 「ホテル」は消防法（令）別表第1第（5）項イに該当する防火対象物であり、消防法第17条、同法第17条の2の5第2項第四号、同（令）第34条の4第2項より、ホテルは、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際に現存していた場合でも、当該規定の適用が除外されない特定防火対象物に**該当する**。
 - 5) 「映画館」は、消防法（令）別表第1第（1）項イに該当する防火対象物であり、消防法第17条、同法第17条の2の5第2項第四号、同（令）第34条の4第2項より、映画館は、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際に現存していた場合でも、当該規定の適用が除外されない特定防火対象物に**該当する**。

答 1

17-1 【96】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 地上3階建、かつ、収容人員が100人の飲食店で、その管理について権原が分かれているもののうち消防長等が指定するものの管理について権原を有する者は、当該飲食店について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する所定の事項を、協議して、定めておかなければならない。
- 2) 防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものの新築について確認をする権限を有する行政庁は、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を得なければならない。
- 3) 危険物の製造所の位置は、文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に、原則として、50m以上の距離を保たなければならない。
- 4) 延べ面積600㎡、地上3階建の共同住宅については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 5) 天井の高さが12m、かつ、延べ面積が1,000㎡のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

解答

- 【96】
- 1) 消防法第8条の2第1項、同(令)第4条の2第一号、同(令)別表第1第(3)項(ロ)より、**正しい**。
 - 2) 消防法第7条、同(令)第1条により、**正しい**。
 - 3) 消防法第10条第3項、危険物の規制に関する政令第9条第1項第一号(ハ)より、**正しい**。
 - 4) 消防法第17条第1項、及び同(令)第11条第1項第二号、同(令)別表第1第(5)項(ロ)の規定より、**誤り**。設置しなければならないのは700㎡以上のものである。
 - 5) 消防法第17条第1項、同(令)第12条第1項第四号及び同(令)別表第1第(14)項より、**正しい**。

答

4

- 15-1 【97】 次の法律とその法律に規定されている用語との組み合わせのうち、**誤っている**ものはどれか。

	法 律	法律に規定されている用語
1)	都市再開発法	施設建築物
2)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	認定建築主
3)	都市計画法	特定工作物
4)	エネルギーの使用の合理化に関する法律	特定建築物
5)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	特殊建築物

解 答

- 【97】 1) 都市再開発法第2条第六号より、「施設建築物」の用語は、都市再開発法に規定されているので、**正しい**。
- 2) バリアフリー新法第18条より、「認定建築主等」の用語は、ハートビル法に規定されているので、**正しい**。
- 3) 都市計画法第4条第11項より、「特定工作物」の用語は、都市計画法に規定されているので、**正しい**。
- 4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項より、「特定建築物」の用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定されているので、**正しい**。
- 5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律には、「特殊建築物」の用語の規定はないので、**誤り**。

答 5

14-1 【98】 資格者とその者を規定している法律との組み合わせとして、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

- | | | | |
|----|-------------|-------|---------|
| 1) | 取引主任者 | _____ | 宅地建物取引業 |
| 2) | 建築基準適合判定資格者 | _____ | 建築基準法 |
| 3) | 危険物保安監督者 | _____ | 消防法 |
| 4) | 安全管理者 | _____ | 労働安全衛生法 |
| 5) | 監理技術者 | _____ | 建築士法 |

解 答

- 【98】 1) 宅地建物取引業法第15条第1項より、取引主任者は、宅地建物取引業に定められているので、**正しい**。
- 2) 建築基準法第5条第1項より、建築基準適合判定資格者は、建築基準法に定められているので、**正しい**。
- 3) 消防法第13条第1項より、危険物保安監督者は、消防法に定められているので、**正しい**。
- 4) 労働安全衛生法第11条第1項より、安全管理者は、労働安全衛生法に定められているので、**正しい**。
- 5) 業法第26条第2項より、監理技術者は、建築士法ではなく建設業法に定められているので、**誤り**。

答 5

17-1 【99】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 景観法に基づき、景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における「地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域」について、景観計画を定めることができる。
- 2) 都市計画法に基づき、地区計画の区域（所定の再開発等促進区が定められている区域）内において、建築物の建築を行おうとする者は、原則として、当該建築に着手する日の30日前までに、場所、設計又は施工方法を市町村長に届け出なければならない。
- 3) 建設業法に基づき、建築工事業を営む者は、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための下請契約で、下請代金の額の総額が4,000万円のもの、特定建設業の許可を受けなければ締結してはならない。
- 4) 労働安全衛生法に基づき、事業者は、建設業の仕事で、高さ31mを超える建築物の建設の仕事を開始しようとするときは、原則として、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 5) エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、特定建築物の建築をしようとする者は、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止等のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。

解答

- 【99】
- 1) 景観法第8条第1項第二号より、**正しい**。
 - 2) 都市計画法第58条の2第1項より、**正しい**。
 - 3) 建設業法第16条第一号、同（令）第2条の規定により、**誤り**。建築工事業の場合は4,500万円以上の場合に特定建設業の許可を受けなければならない。
 - 4) 労働安全衛生法第88条第4項、同規則第90条第1項第一号より、**正しい**。
 - 5) 省エネルギー法第75条第1項第一号により、**正しい**。

答 3

15-2 【100】 法律とその法律に規定されている用語との組合わせとして、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

- 1) 建設業法 _____ 特定建設業の許可
- 2) 都市計画法 _____ 準都市計画区域
- 3) 消防法 _____ 防火対象物
- 4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 _____ 特定施設
- 5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 _____ 設計住宅性能評価書

解答

- 【100】
- 1) 建設業法第3条第1項第二号及び第6項より、**正しい**。
 - 2) 都市計画法第5条の2第1項より、**正しい**。
 - 3) 消防法第2条第2項より、**正しい**。
 - 4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律には、「特定施設」の用語は定められていないので、**誤り**。
 - 5) 品確法第6条第1項より、**正しい**。

答 4

14-2 【101】 次の事項のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、飲食店は特定建築物である。
- 2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、建築物の耐震改修の計画の認定の申請は、建築物の耐震改修をしようとする者が、所管行政庁に対して行う。
- 3) 「建築士法」上、建築士事務所の開設者は、建築士でなければならない。
- 4) 「都市計画法」上、特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域である。
- 5) 「消防法」上、第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。

解答

- 【101】
- 1) バリアフリー新法第2条第十六号、同（令）第4条第十五号より、**正しい**。
 - 2) 耐震改修法第8条第1項より、**正しい**。
 - 3) 建築士法第23条第1項。一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、建築士法の定めるところにより、建築士事務所の登録を受けることができる。したがって、建築士以外の者であっても、建築士事務所の開設者となることができるので、**誤り**。
 - 4) 都市計画法第9条第14項より、**正しい**。
 - 5) 消防法別表第1備考第十二号より、**正しい**。

答 3

13-2 【102】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、床面積が1,500 m²の遊技場を建築しようとする者は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 3) 旅館において使用するカーテンは、「消防法施行令」で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。
- 4) 「宅地造成等規制法」において、災害とは、がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。
- 5) 「都市計画法」に基づき、市街化調整区域内において医療施設を新築するための開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答

- 【102】
- 1) バリアフリー新法第6条第1項及び同(令)第4条第1項第十二号より、**正しい**。
 - 2) 耐震改修法第6条より、**正しい**。
 - 3) 消防法第8条の3第1項より、防火性能を有しなければならないとされているので、**正しい**。
 - 4) 宅地造成等規制法第2条第三号より、**正しい**。
 - 5) 都市計画法第29条第1項第三号より、市街化調整区域の内外を問わず、医療施設を建築する目的で行う開発行為は、都道府県知事の許可は不要であるので、**誤り**。

答 5

【1】 次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 14-2 1) 建築物の瓦屋根の2/3をスレート葺きに取り替えることは、建築ではない。
- 16-2 2) 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが1 m以上のものは、地階である。
- 14-2 3) 鉄道のプラットホームの上家は、「建築物」である。
- 14-2 4) 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を、常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
- 14-2 5) 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関の指定をしたときは、指定を受けた者の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

解答

- 【1】 1) 法第2条第五号および法第2条第十五号より、主要構造部である屋根の過半を取り替え、尚且つ、従前の仕様と異なるものへの変更なので、大規模の模様替である。また、大規模の模様替は法第2条第十三号の建築には含まれない。**正しい**。
- 2) 令第1条第二号、その階の天井高さの1/3以上のものである。**誤り**。
- 3) 法第2条第一号より、**誤り**。
「…跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。」
- 4) 法第8条第1項より、**正しい**。
- 5) 法第77条の21第1項より、**正しい**。

【2】 次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 14-2 1) 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び当該指定検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。
- 13-2 2) 床面積の合計が 10 m²を超える建築物を除却しようとする場合においては、当該建築物の除却の工事を施工する者が、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届けなければならない。
- 13-2 3) 特定行政庁が指定する建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 15-2 4) 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 17-2 5) 特定行政庁は、用途地域内における建築物の用途の制限に関して、公益上やむを得ないと認めて新築を許可する場合は、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うか、又は建築審査会の同意を得なければならない。

解 答

- 【2】 1) 法第6条の2第4項により、「この場合において、当該確認済証は、その効力を失う」。**誤り**。
- 2) 法第15条第1項より、**正しい**。
- 3) 法第12条第1項より、「一級建築士」に限定されない。**誤り**。
- 4) 法第7条第4項（建築物に関する完了検査）より、**正しい**。
- 5) 法第48条第13項（用途地域）より、**誤り**。
「あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」

【3】 次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 15-2 1) 一戸建住宅の階段に代わる傾斜路の勾配を 1/7 とした。
- 2) 1階の和室の床下をコンクリートで覆ったので、床の高さを直下の地面からその床の上面までを 35cm とした。
- 3) 大学の教室で当該床面積が 60 m²の場合は、天井の高さを 3 m以上としなければならない。
- 13-2 4) 共同住宅の各戸の界壁は、所定の遮音性能を有する構造としなければならない。
- 15-2 5) 一戸建住宅で回り階段の踏面の寸法を踏面の狭い方の端から 30cm の位置において 16cm とした。

解答

- 【3】 1) 令第26条第1項第一号より、1/8をこえてはならない。**誤り**。
- 2) 令第22条第1項、第一号より、**正しい**。
- 3) 令第21条第1項より、**誤り**。
- 4) 法第30条より、**正しい**。
- 5) 令第23条第2項より、回り階段の踏面は狭い方の端から30cmの位置で測る。また、令第23条第1項ただし書きで住宅の踏面寸法は、15cm以上とされているので、**正しい**。

【4】 次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 15-2 1) 木造3階建、延べ面積250㎡の一戸建住宅は所定の構造計算によって確かめられる安全性を有するものでなければならない。
- 15-2 2) 特定行政庁が指定する多雪区域において、特別の定めがない場合、積雪荷重を計算する際の積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1㎡につき20N以上としなければならない。
- 14-2 3) 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の設計において、鋳鉄は、圧縮応力のみが生ずる部分に使用した。
- 15-2 4) 店舗における売場の床について、地震力を計算する場合の積載荷重は1,300N/㎡に床面積を乗じて計算することができる。
- 15-2 5) 岩盤の長期に生ずる力に対する許容応力度は、500kN/㎡とすることができる。

解答

- 【4】 1) 当該建築物は法第6条第1項第二号に該当する。よって法第20条第1項第二号イより、**正しい**。
- 2) 令第86条第2項より積雪量1cmごとに1㎡につき20N以上としなければならない。**正しい**。
- 3) 令第64条第2項より、**正しい**。
- 4) 令第85条第1項表の(4)(は)欄より、**正しい**。
- 5) 令第93条第1項の表より、長期に生ずる力に対する許容応力度は1,000kN/㎡とすることができるのであり、**誤り**。

【5】 防火地域及び準防火地域に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 13-2 1) 延べ面積 150 m²、地上2階建の1戸建住宅で、防火地域内に新築する場合は、耐火建築物としなければならない。
- 13-2 2) 延べ面積 150 m²、地上2階建の1戸建住宅で、防火地域内において、外壁を耐火構造として新築する場合でも、外壁を隣地境界線に接して設けることができない。
- 14-2 3) 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
- 16-1 4) 延べ面積 600 m²、地上2階建の事務所の用途に供する建築物が「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、防火壁の有無にかかわらず、その全部について耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 14-2 5) 準防火地域内の2階建、延べ面積 400 m²のマーケットは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

解 答

- 【5】 1) 法第61条より、延べ面積が100 m²を超えるので該当する。**正しい**。
- 2) 法第65条より、**誤り**。
- 3) 法第66条より、**正しい**。
- 4) 法第67条第1項より、防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでないので、**誤り**。
- 5) 法第27条、法第62条第1項いずれにも該当しないので、耐火建築物又は準耐火建築物としなくともよいので、**誤り**。

【6】 建ぺい率及び容積率に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 15-2 1) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分は、原則として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しない。
- 13-2 2) 商業地域内で、かつ、準防火地域内の、角地及び壁面線の指定がない敷地に、耐火建築物を建築する場合、建ぺい率の最高限度は、9/10である。
- 13-2 3) 共同住宅における屋上の倉庫は、容積率を算定する際の延べ面積に算入しない。
- 14-2 4) 住宅の地階でその天井が地盤面からの高さ1 m以下にあるものの床面積は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の1/3を限度として、容積率を算定する際の延べ面積には算入しない。
- 15-2 5) 用途地域の指定のない区域内の耐火建築物は、原則として建ぺい率の制限を受けない。

解答

- 【6】 1) 法第52条第6項より、**誤り**。
- 2) 法第53条第3項、第4項より、9/10ではなく8/10であり、**誤り**。
- 3) 特に、除外規定はないので、**誤り**。
- 4) 法第52条第3項より、**正しい**。
- 5) 法第53条第1項第六号より、3/10、4/10、5/10、6/10又は7/10のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるので、**誤り**。

【7】 「建築士法」に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 14-1 1) 延べ面積 1,500 m²、高さ 8m の木造 2 階建の事務所を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計及び工事監理をしてはならない。
- 14-1 2) 建築士事務所の登録は、一級建築士事務所については国土交通大臣が行い、二級建築士事務所及び木造建築士事務所については都道府県知事が行う。
- 13-1 3) 延べ面積 500 m²の鉄骨造 3 階建の事務所を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない。
- 16-1 4) 国土交通大臣は、建築基準法の規定に違反した一級建築士の免許の取消をしようとするときは、中央建築士審査会の同意を得なければならない。
- 16-2 5) 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築士事務所を管理する建築士に報告しなければならない。

解答

- 【7】 1) 士法第 3 条第 1 項第四号より、**正しい**。
- 2) 士法第 23 条第 1 項、同法第 23 条の 2 より、事務所の登録は、建築士の種別に係わらず、都道府県知事が行う。**誤り**。
- 3) 士法第 3 条第 1 項第三号より、**正しい**。
- 4) 士法第 10 条第 4 項より、**正しい**。
- 5) 士法第 18 条第 4 項より、**正しい**。

- 【8】 「建設業法」に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。
- 1) 建設工事の一部について他の建設業者と下請契約を締結して行う下請工事のみを請け負う者は、許可を受けなくてもよい。
 - 2) 延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事のみを請け負うことを営業とするものは、建設業の許可を受けなくてもよい。
 - 3) 建設工事の請負契約を締結するときは、工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定めを書面に記載する必要がある。
 - 4) 委託その他何らかの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなす。
 - 5) 建築工事一式について許可を受けた建設業者は、建設工事に附帯する電気工事を請け負うことができる。

解答

- 【8】
- 1) 業法第2条第2項及び第3条第1項より、同（令）第1条の2第1項で定める軽微な工事以外の工事を請け負う場合は許可が必要である。**誤り**。
 - 2) 業法第3条第1項、同（令）第1条の2第1項より、**正しい**。
 - 3) 業法第19条第1項第八号より、**正しい**。
 - 4) 業法第24条より、**正しい**。
 - 5) 業法第4条より、**正しい**。

【9】 「都市計画法」に関する記述について、**正誤**を答えなさい。

- 14-1 1) 規模が1.2haの野球場の建設のための土地の区画形質の変更は、建築物の建築をともなわない場合であっても、原則として、「開発行為」である。
- 14-1 2) 都市計画区域外においても、特に必要があるときは、都市計画に、都市施設を定めることができる。
- 17-1 3) 市街化調整区域内において、農業用の温室の建築の用に供する目的で行う開発行為については、開発許可を受ける必要はない。
- 11-1 4) 地区計画において、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設を「地区施設」という。
- 16-2 5) 都市計画法上、消防の用に供する貯水施設は、「公共施設」である。

解答

- 【9】 1) 都市計画法第4条第11項、第12項及び同(令)第1条第2項第一号より、**正しい**。
- 2) 都市計画法第11条第1項より、**正しい**。
- 3) 都市計画法第29条第1項第二号及び同(令)第20条第1項第一号より、**正しい**。
- 4) 都市計画法第12条の5第2項第三号より、**正しい**。
- 5) 都市計画法(令)第1条の2より、**正しい**。

- 【10】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。
- 14-2 1) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針は、国土交通大臣が定め、公表するものとする。
- 14-2 2) 所管行政庁は、床面積の合計が1,000 m²以上の特定建築物について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 14-2 3) 所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定したときは、建築基準法の所定の規定による確認又は通知があったものとみなす。
- 14-1 4) 賃貸住宅(共同住宅を除く)は、その規模にかかわらず特定建築物に該当しない。
- 14-1 5) 建築物の耐震改修をしようとする者は、当該建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

解答

- 【10】 1) 耐震改修法第4条より、**正しい**。
- 2) 耐震改修法第7条第2項、同(令)第5条第2項より、所管行政庁は、床面積の合計が2,000 m²以上の特定建築物の所有者に対して、必要な耐震診断又は、耐震改修を指示することができる。**誤り**。
- 3) 耐震改修法第8条第8項より、**正しい**。
- 4) 耐震改修法第6条及び同(令)第2条第七号より、共同住宅である賃貸住宅は、一定の規模以上のものが特定建築物に該当し、共同住宅を除く賃貸住宅は、既存不適格建築物である場合においても、規模に係わらず特定建築物に該当しない。**正しい**。
- 5) 耐震改修法第8条第1項より、**正しい**。

【11】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述に関して、**正誤**を判断しなさい。

- 13-1 1) 特定建築物の建築、修繕又は模様替をしようとする者は、政令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 12-1 2) 都道府県知事は、特別特定建築物の建築又は維持保全をする者に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
- 16-1 3) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画には、特定建築物の建築等の事業の実施時期を記載しなければならない。
- 10-1 4) 国土交通大臣は、特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し、特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとする者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 13-1 5) 特定施設の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい百貨店で、国土交通大臣が定める所定の基準に適合する者については、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法の所定の規定による「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）」の限度を超えるものとするることができる。

解説

- 【11】 1) バリアフリー新法第17条第1項より、認定者は都道府県知事ではなく所管行政庁である。**誤り**。
- 2) バリアフリー新法第15条第1項より、「所管行政庁は、特別特定建築物の建築又は維持保全をする者に対して、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる」とあり、都道府県知事の指導助言ではなく所管行政庁の命令である。**誤り**。
- 3) バリアフリー新法第17条第1項、第2項第五号、同施行規則第9条より、**正しい**。
- 4) バリアフリー新法第14条第1項及び第3項より、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとする者は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。また、「地方公共団体は、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる」とあり、**誤り**。
- 5) バリアフリー新法第24条より、**正しい**。

【12】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述について、**正誤**を答えなさい。

- 14-1 1) 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の議決を経なければならない。
- 14-1 2) 国土交通大臣は、申請により住宅性能評価を行い、住宅性能評価書を交付することができる。
- 14-1 3) 国土交通大臣の登録を受けた者は、申請により、住宅型式性能認定を行うことができる。
- 14-1 4) 住宅の建設工事の請負人は、設計住宅性能評価書を請負契約書に添付した場合には、当該設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。
- 14-1 5) 新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例における「住宅の構造耐力上主要な部分等」には、「雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分」が含まれる。

解答

- 【12】 1) 品確法第3条第1項及び第4項より、**正しい**。
- 2) 品確法第5条第1項より、住宅性能評価を行い、住宅性能評価書を交付できるのは「登録住宅性能評価機関」である。**誤り**。
- 3) 品確法第31条より、**正しい**。
- 4) 品確法第6条第1項より、**正しい**。
- 5) 品確法第94条第1項かっこ書き及び同（令）第5条第2項第二号より、**正しい**。

【13】 消防法上、次の記述について**正誤**を答えなさい。

- 12-1 1) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火として、防火対象物又はその部分の避難口に避難上有効なものとなるように設けなければならない。
- 16-1 2) 劇場で、舞台（床面積 300 m²）並びにこれに接続して設けられた大道具室（床面積 100 m²）及び小道具室（床面積 100 m²）である舞台部を有するものには、原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならない。
- 16-1 3) 消防用設備等のうち簡易消火用具には、「乾燥砂」及び「膨張ひる石」は含まれない。
- 12-2 4) 消防法第9条は、建築基準法関係規定に該当する。
- 13-2 5) 旅館において使用するカーテンは、消防法施行令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。

解答

- 【13】 1) 消防法（令）第26条第2項第一号より、**正しい**。
- 2) 消防法第17条、消防法（令）第12条第1項第一号、消防法（令）別表第1（1）より、**正しい**。
- 3) 消防法（令）第7条第2項第一号八、二の規定により、「簡易消火用具」に含まれる。**誤り**。
- 4) 建築基準法（令）第9条第一号より、**正しい**。
- 5) 消防法第8条の3第1項より、**正しい**。

【14】 次の記述について、関係法令上における**正誤**を答えなさい。

- 16-2 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律上、コンクリートは「特定建設資材」である。
- 12-2 2) 浄化槽法第13条の2第1項は、建築基準関係規定に該当する。
- 12-2 3) 駐車場法第20条は、建築基準関係規定に該当する。
- 12-2 4) 下水道法第10条第1項は、建築基準関係規定に該当する。
- 13-1 5) 旅館業法によるホテル営業の許可は、国土交通大臣が行う。

解 答

- 【14】 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項、同（令）第1条より、コンクリートは「特定建設資材」である。**正しい**。
- 2) 建築基準法（令）第9条第十五号に該当しない。**誤り**。
- 3) 建築基準法（令）第9条第六号より、**正しい**。
- 4) 建築基準法（令）第9条第八号より、**正しい**。
- 5) 旅館業法第3条第1項より、ホテル営業の許可は、都道府県知事が行う。**誤り**。

【15】 次の記述について、関係法令上における**正誤**を答えなさい。

- 11-2 1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請は、特定建築物の建築、修繕又は模様替をしようとする者が特定建築主が建築主事に対して行う。
- 11-2 2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における特定建築物でなければ、所管行政庁は、耐震改修の計画を認定することができない。
- 11-2 3) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物に、病院は該当しない。
- 13-1 4) 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可は、国土交通大臣が行う。
- 13-1 5) 建築基準法による建築基準適合判定資格者の登録は、国土交通大臣が行う。

解答

- 【15】 1) バリアフリー新法第17条第1項より、建築主事ではなく、所管行政庁に認定の申請をする。**誤り**。
- 2) 耐震改修法第8条より、必ずしも、特定建築物である必要はない。**誤り**。
- 3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条、同（令）第1条より、特定建築物に病院は含まれていない。**正しい**。
- 4) 宅地造成等規制法第8条より、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、都道府県知事の許可を受けなければならない。**誤り**。
- 5) 建築基準法第77条の58より、建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。**正しい**。